

# 大学入学者選抜関連基礎資料集

# 目次

## 1. 大学入試のあり方に関する検討会議について

- 大学入試のあり方に関する検討会議の開催について① . . . . . 5
- 大学入試のあり方に関する検討会議の開催について② . . . . . 6
- 大学入試のあり方に関する検討会議（令和2年1月15日）萩生田文部科学大臣の冒頭挨拶① . . . . . 7
- 大学入試のあり方に関する検討会議（令和2年1月15日）萩生田文部科学大臣の冒頭挨拶② . . . . . 8
- 大学入試のあり方に関する検討会議（令和2年1月15日）萩生田文部科学大臣の冒頭挨拶③ . . . . . 9
- 令和6（2024）年度実施の大学入試に向けたスケジュール . . . . . 10

## 2. 大学入学者数等の推移について

- 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移 . . . . . 12
- 高等学校卒業者数・大学（学部）志願者数・大学（学部）入学定員の推移 . . . . . 13
- 入学定員（募集人員）の推移 . . . . . 14
- 入学志願者の推移（延べ数） . . . . . 15
- 志願倍率の推移 . . . . . 16
- 入学者数の推移 . . . . . 17
- 男女別・都道府県別大学進学率 . . . . . 18
- 男女別・都道府県別短期大学進学率 . . . . . 19
- 高校新卒者の4年制大学、短期大学への進学率（都道府県別） . . . . . 20
- 男女別・18歳人口と大学進学率等の推移 . . . . . 21

## 3. 我が国の入試制度の概要について

- 大学入試の基本的な考え方 . . . . . 23
- 平成31年度入学者選抜における受験者数等 . . . . . 24
- 令和2年度大学入学者選抜日程 . . . . . 25
- 大学入試センター試験の概要 . . . . . 26
- 独立行政法人大学入試センターの概要 . . . . . 27
- 令和2年度大学入試センター試験について . . . . . 28
- 大学入試センター試験参加大学数及び志願者・受験者数の推移 . . . . . 29
- 大学入試センター科目別受験者数（本試験）の推移について . . . . . 30
- 各国の大学入学者選抜に係る共通試験について . . . . . 31
- 総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の区分について . . . . . 32

## 4. 高大接続改革の経緯について

- 大学入試制度の変遷① . . . . . 34
- 大学入試制度の変遷② . . . . . 35
- 高大接続改革の議論・検討の流れ① . . . . . 36
- 高大接続改革の議論・検討の流れ② . . . . . 37
- 「高大接続改革」の必要性 . . . . . 38
- 大学入試改革に関する議論の推移（各提言・答申等の主なポイント） . . . . . 39

- 「大学入試英語成績提供システム」について指摘された課題① . . . . . 40
- 「大学入試英語成績提供システム」について指摘された課題② . . . . . 41
- 大学入学共通テストにおける記述式問題について指摘された課題 . . . . . 42
- 「大学入学共通テスト」への記述式問題及び「大学入試英語成績提供システム」の導入に向けた関連経費 . . . . . 43

## 5. 入学者選抜の実施状況等について

- 平成30年度入学者選抜実施状況の概要（平成12年との比較） . . . . . 45
- 平成30年度入学者選抜実施状況の概要（国公立別平成12年との比較） . . . . . 46
- 一般入試において面接、小論文等を課す国公立大学（平成31年度入試） . . . . . 47
- 平成31年度大学入学者選抜（一般入試）の実施状況の例 . . . . . 48
- 平成28年度AO入試における学力把握措置状況 . . . . . 49
- 平成28年度推薦入試における学力把握措置状況 . . . . . 50
- 個別入学者選抜改革の進展① . . . . . 51
- 個別入学者選抜改革の進展② . . . . . 52
- 個別入学者選抜改革の進展③ . . . . . 53
- 個別入学者選抜改革の進展④ . . . . . 54

## 6. 障害等のある入学志願者への配慮の状況について

- 障害者施策の流れ . . . . . 56
- 「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する基本的な考え方 . . . . . 57
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）① . . . . . 58
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）② . . . . . 59
- 大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数（区分別）① . . . . . 61
- 大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数（配慮事項別）② . . . . . 62
- 障害のある者に対する特別措置の内容（平成30年度個別入学者選抜） . . . . . 63

## 7. 子供の貧困対策について

- 子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定） . . . . . 65
- 子供の貧困対策に関する大綱（概要） . . . . . 66
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 . . . . . 67

# **1. 大学入試のあり方に関する検討会議について**

# 大学入試のあり方に関する検討会議の開催について ①

(令和元年12月27日 文部科学大臣決定)

## 1. 趣旨

「大学入試英語成績提供システム」及び大学入学共通テストにおける国語・数学の記述式に係る今般の一連の経過を踏まえ、大学入試における英語4技能の評価や記述式出題を含めた大学入試のあり方について検討を行う。

## 2. 検討事項

- (1) 英語4技能評価のあり方
- (2) 記述式出題のあり方
- (3) 経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮
- (4) その他大学入試の望ましいあり方

## 3. 実施方法

- (1) 別に委嘱する委員の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じ(1)以外の者にも協力を求めるほか、幅広く関係者の意見を聴くものとする。
- (3) 会議は原則として公開する。但し、会議を公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は会議の全部又は一部を非公開とする。

## 4. 実施期間

令和元年12月27日から令和2年末までとし、必要に応じて延長する。

## 5. その他

- (1) 会議の庶務は、関係局課の協力を得て高等教育局大学振興課において処理する。
- (2) この決定に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項については、必要に応じ会議に諮って定める。

## ◇委員 (◎:座長、○:座長代理)

### 【有識者委員】

- 荒瀬 克己 大谷大学文学部教授  
○川嶋太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長(特任教授(常勤))  
斎木 尚子 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会理事、前外務省研修所長(元同国際法局長・経済局長)  
宍戸 和成 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長  
島田 康行 筑波大学人文社会系教授  
清水 美憲 筑波大学大学院教育研究科長・教授  
末富 芳 日本大学文理学部教授  
○益戸 正樹 UiPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行社外取締役  
◎三島 良直 東京工業大学名誉教授・前学長  
両角亜希子 東京大学大学院教育学研究科准教授  
渡部 良典 上智大学言語科学研究科教授

### 【団体代表委員】

- 岡 正朗 山口大学学長、一般社団法人国立大学協会入試委員会委員長  
小林 弘祐 学校法人北里研究所理事長、日本私立大学協会常務理事  
芝井 敬司 関西大学学長、一般社団法人日本私立大学連盟常務理事  
柴田洋三郎 公立大学法人福岡県立大学理事長・学長、一般社団法人公立大学協会指名理事  
萩原 聡 東京都立西高等学校長、全国高等学校長協会会長  
吉田 晋 学校法人富士見ヶ丘学園理事長・富士見丘中学高等学校校長、日本私立中学高等学校連合会会長  
牧田 和樹 一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長

### 【オブザーバー】

- 山本 廣基 独立行政法人大学入試センター理事長

---

## ◇当面のスケジュール

- 第1回 令和2年1月15日(水) 10:00~12:00  
第2回 令和2年2月7日(金) 15:00~17:00  
第3回 令和2年2月13日(木) 15:00~17:00 (予定)

# 大学入試のあり方に関する検討会議（令和2年1月15日） 萩生田文部科学大臣の冒頭挨拶①

- 大学入試のあり方に関する検討会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。三島座長はじめ委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、本検討会議の委員をお引き受けいただき、ありがとうございました。心より感謝を申し上げたいと思います。
- 高大接続改革の一環として、高校関係者、大学関係者等の御意見、御協力を頂きながら大学入試改革に取り組んできたところですが、既に御承知のとおり、英語の民間試験の活用及び大学入学共通テストにおける記述式問題の導入について、来年度の実施を見直さざるを得ないとの判断を昨年、行いました。これを受け、本検討会議は、これまでの経緯や課題も踏まえ、今後の大学入試のあり方について、改めてその方向性を御議論いただくために設置したものであります。

## （英語4技能について）

- 英語民間試験活用のための大学入試英語成績提供システムについては、当初の予定どおりのスケジュールで実施するために取り組んできましたが、経済的な状況や居住している地域にかかわらず、等しく安心して受けられるようにするためにはさらなる時間が必要だと判断をし、来年度からの導入を見送り、延期することといたしました。  
しかしながら、グローバル化が進展する中、次代を担う若者が英語によるコミュニケーション能力を身に付けること、そして、大学入試で英語4技能について適切に評価することの重要性に変わりはないと考えております。このため、新学習指導要領で初めて実施する入試となる令和6年度、2024年度実施の大学入試に向けて、英語4技能をどのように評価していくのか、できるだけ公平でアクセスしやすい仕組みとはどのようなものなのかといった点について御検討をお願いしたいと思っております。

# 大学入試のあり方に関する検討会議（令和2年1月15日） 萩生田文部科学大臣の冒頭挨拶②

## （記述式問題について）

- 記述式問題につきましては、民間事業者による採点の質の確保、自己採点と採点結果の不一致の解消など、指摘された課題の解決に向け、大学入試センターとともに検討を重ね、努力をしておりますが、現時点で受験生の不安を払拭し、安心して受験できる体制を早急に整えることは限界があると判断し、導入の見送りを決めたところであります。

文部科学省としては、初等中等教育を通じて育んだ論理的な思考力、表現力を評価する記述式問題が大学入試において果たす役割は重要と考えております。このため、各大学の個別選抜において記述式問題の活用に積極的に取り組んでいただくことをお願いしていきたいと考えておりますが、本検討会議でも、共通テストや各大学の個別選抜における記述式問題のあり方など、大学入試における記述式の充実策について御議論を頂きたいと思っております。

# 大学入試のあり方に関する検討会議（令和2年1月15日） 萩生田文部科学大臣の冒頭挨拶③

## （本検討会議の進め方など）

- 検討に当たっては、これまで指摘された課題や、延期や見送りをせざるを得なくなった経緯の検証も行っていたが、それを踏まえて今後のあり方の御議論につなげていただきたいと思います。
- 申し上げるまでもなく、高大接続改革は、新しい時代にふさわしい高校教育と大学教育をそれぞれの目標の下に改革し、子供たちが各段階で必要な力を確実に身に付け、次の段階に進むことができるようにするための総合的な改革です。本検討会議は大学入試のあり方を中心に御議論いただく場ですが、委員の皆様におかれては、このような高大接続改革の観点も念頭に置いていただき、御議論を頂ければ幸いに存じます。

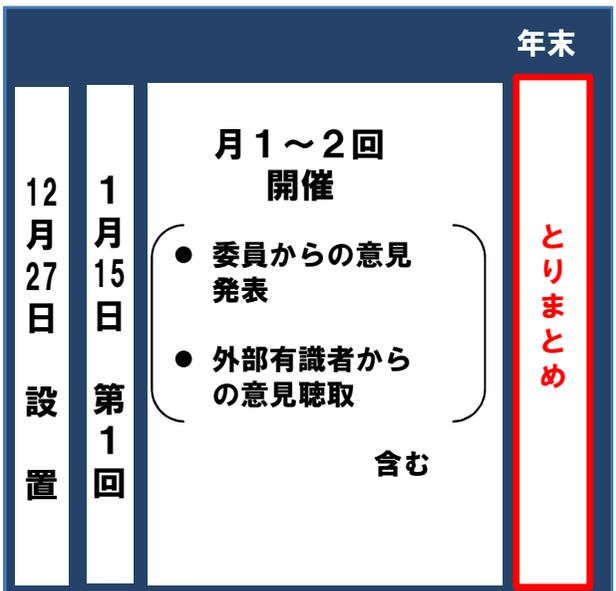
その際、なるべく多くの関係者からの声を反映していくことも重要であると思っています。様々な方々からヒアリングを行いながら御議論いただければありがたいと思っています。また、大学入試は国民の関心の高い事柄であります。議論の状況を広く情報提供しながら進めるため、原則として本検討会議は公開で開催することとしており、御理解を頂きますようお願いをいたします。

お忙しい皆様大変恐縮でございますが、今後1年程度で議論の取りまとめをお願いしたいと思っています。改めて委員の皆様の御協力に御礼を申し上げますとともに、どうぞ精力的な議論をお願いして、私からの冒頭の御挨拶にしたいと思います。お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

# 令和6（2024）年度実施の大学入試に向けたスケジュール



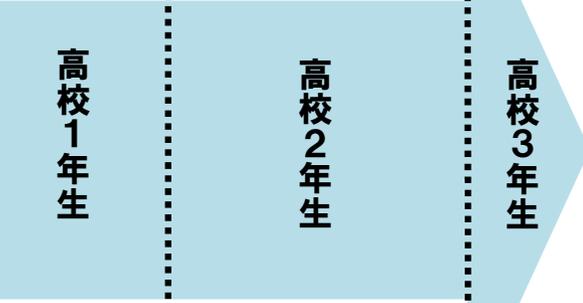
## 大学入試のあり方に関する検討会議



夏頃

「大学入学共通テスト実施大綱に係る予定」の通知※1  
「大学入学者選抜実施要項に係る予定」の通知※2

新学習指導要領施行後  
最初の高校生が入学



9月～3月

新学習指導要領に対応した  
最初の大学入試※3

大学入学

約1年

約2年

2年前予告を可能にするためには、国は、遅くとも更に1年前には、制度改革について、各大学に予告する必要

**2年前予告ルール**  
大学は、個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目を変更する場合は、2年程度前には予告する必要（大学入学者選抜実施要項）

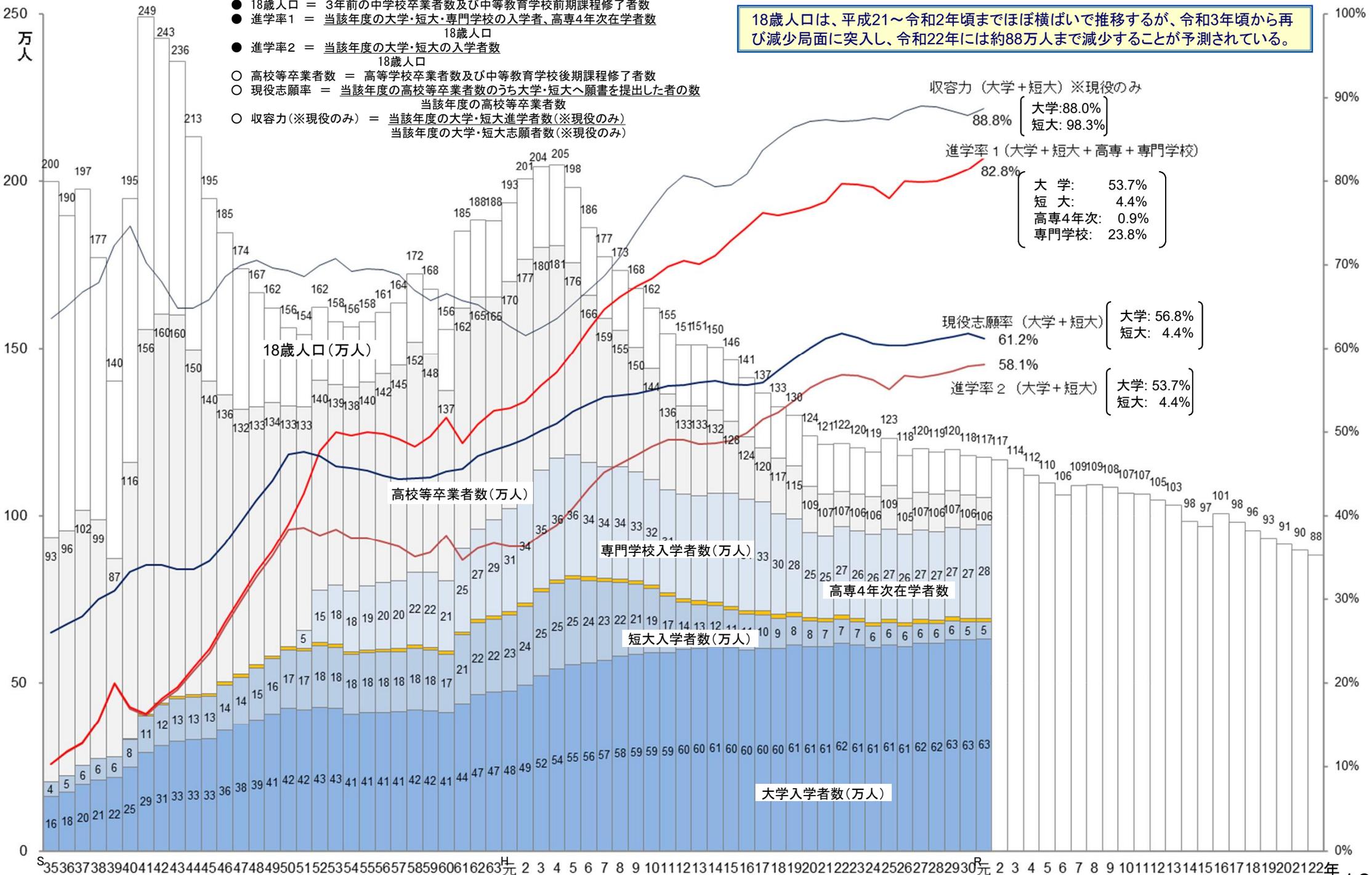
※1 実際の大学入学者選抜実施要項は、入試実施年度の6月頃に文部科学省より通知  
 ※2 実際の大学入学共通テスト実施大綱は、入試実施の前年度の6月頃に文部科学省より通知  
 ※3 総合型選抜(AO入試):9月以降出願 大学入学共通テスト:1月 一般入試:2・3月

## **2. 大学入学者数等の推移について**

# 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口は、平成21～令和2年頃までほぼ横ばいで推移するが、令和3年頃から再び減少局面に突入し、令和22年には約88万人まで減少することが予測されている。

- 18歳人口 = 3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数
- 進学率1 = 当該年度の大学・短大・専門学校への入学者、高専4年次在学者数 / 18歳人口
- 進学率2 = 当該年度の大学・短大の入学者数 / 18歳人口
- 高校等卒業生数 = 高等学校卒業生数及び中等教育学校後期課程修了者数
- 現役志願率 = 当該年度の高校等卒業生数のうち大学・短大へ願書を提出した者の数 / 当該年度の高校等卒業生数
- 収容力(※現役のみ) = 当該年度の大学・短大進学者数(※現役のみ) / 当該年度の大学・短大志願者数(※現役のみ)



収容力 (大学+短大) ※現役のみ	大学: 88.0%	短大: 98.3%
進学率1 (大学+短大+高専+専門学校)	大学: 53.7%	短大: 4.4%
	高専4年次: 0.9%	専門学校: 23.8%
現役志願率 (大学+短大)	大学: 56.8%	短大: 4.4%
進学率2 (大学+短大)	大学: 53.7%	短大: 4.4%

出典: 文部科学省「学校基本統計」令和14年～22年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成  
 ※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

# 高等学校卒業生数・大学(学部)志願者数・大学(学部)入学定員の推移

年度	高等学校等 卒業生数	大学(学部) 入学志願者数	大学(学部)入学者数				大学(学部)入学定員				大学(学部) 進学率
	計	計	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
平成 10	1,441,061	790,423	590,743	107,311	21,205	462,227	515,735	102,526	19,813	393,396	36.4%
11	1,362,682	756,422	589,559	105,240	22,629	461,690	524,807	99,899	21,011	403,897	38.2%
12	1,328,940	745,200	599,655	103,054	23,578	473,023	535,445	97,297	21,792	416,356	39.7%
13	1,327,109	750,331	603,953	103,013	24,125	476,815	539,370	97,337	22,289	419,744	39.9%
14	1,315,079	756,333	609,337	103,301	24,276	481,760	543,319	97,072	22,399	423,848	40.5%
15	1,281,656	742,934	604,785	103,762	25,153	475,870	543,818	97,187	22,916	423,715	41.3%
16	1,235,482	722,227	598,331	103,552	25,074	469,705	545,261	96,525	23,084	425,652	42.4%
17	1,203,251	699,732	603,760	104,130	26,050	473,580	551,775	96,485	24,063	431,227	44.2%
18	1,172,087	690,435	603,054	104,027	26,935	472,092	561,959	96,393	25,033	440,533	45.5%
19	1,148,108	689,673	613,613	102,455	26,967	484,191	567,123	96,278	25,235	445,610	47.2%
20	1,089,188	670,371	607,159	102,345	27,461	477,353	570,250	95,956	25,462	448,832	49.1%
21	1,065,412	668,590	608,731	101,847	28,414	478,470	573,223	96,272	26,532	450,419	50.2%
22	1,071,422	680,644	619,119	101,310	29,107	488,702	575,325	96,447	27,397	451,481	50.9%
23	1,064,074	674,696	612,858	101,917	29,657	481,284	578,427	96,458	27,742	454,227	51.0%
24	1,056,387	664,334	605,390	101,181	30,017	474,192	581,428	96,497	27,987	456,944	50.8%
25	1,091,614	679,199	614,183	100,940	30,044	483,199	583,618	96,512	28,395	458,711	49.9%
26	1,051,343	661,555	608,247	100,874	30,669	476,704	586,024	96,465	28,823	460,736	51.5%
27	1,068,989	666,327	617,507	100,631	30,940	485,936	588,962	96,277	28,843	463,842	51.5%
28	1,064,352	665,237	618,423	100,146	31,307	486,970	593,347	95,981	29,317	468,049	52.0%
29	1,074,655	679,004	629,733	99,462	31,979	498,292	606,835	95,693	29,858	481,284	52.6%
30	1,061,565	679,040	628,821	99,371	33,073	496,377	616,697	95,650	32,717	488,330	53.3%
31	1,055,807	673,844	631,267	99,136	33,712	498,419					53.7%

※高等学校等卒業生数・・・高等学校及び中等教育学校後期課程の前年度の卒業生数(現役のみ)

※大学(学部)入学志願者数・・・高等学校及び中等教育学校後期課程の卒業生のうち、大学(学部)への入学志願者数(過年度卒業生を含む)

※大学(学部)入学志願者数については、同一人が2校(学部)以上を志願した場合も1名として計上される。

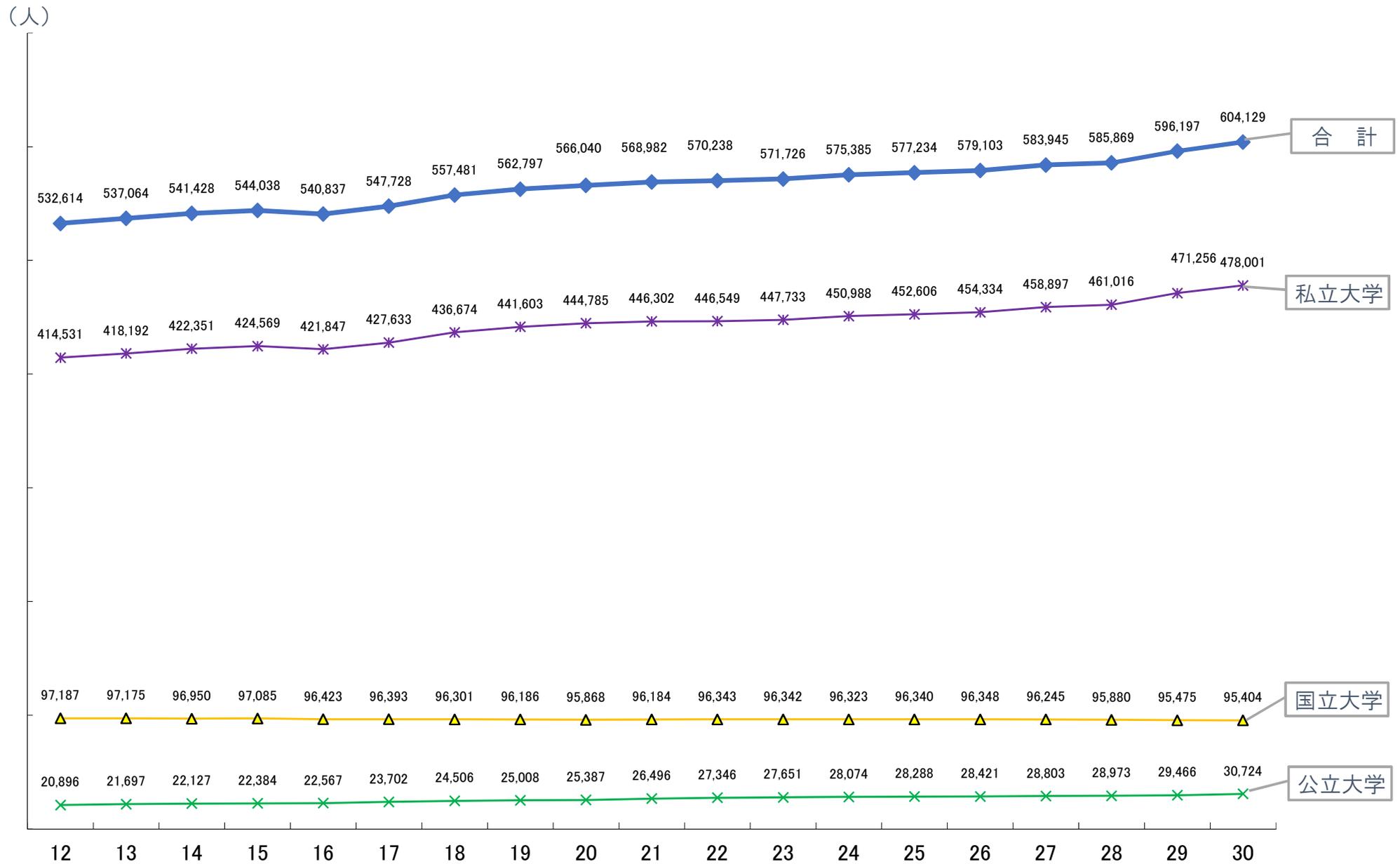
※大学(学部)入学者数・・・大学(学部)への入学者数(過年度卒業生を含む)

※大学(学部)進学率・・・大学(学部)入学者数/18歳人口(3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数)

出典:高等学校等卒業生数、大学(学部)入学志願者数、大学(学部)入学者数・・・文部科学省『学校基本統計』

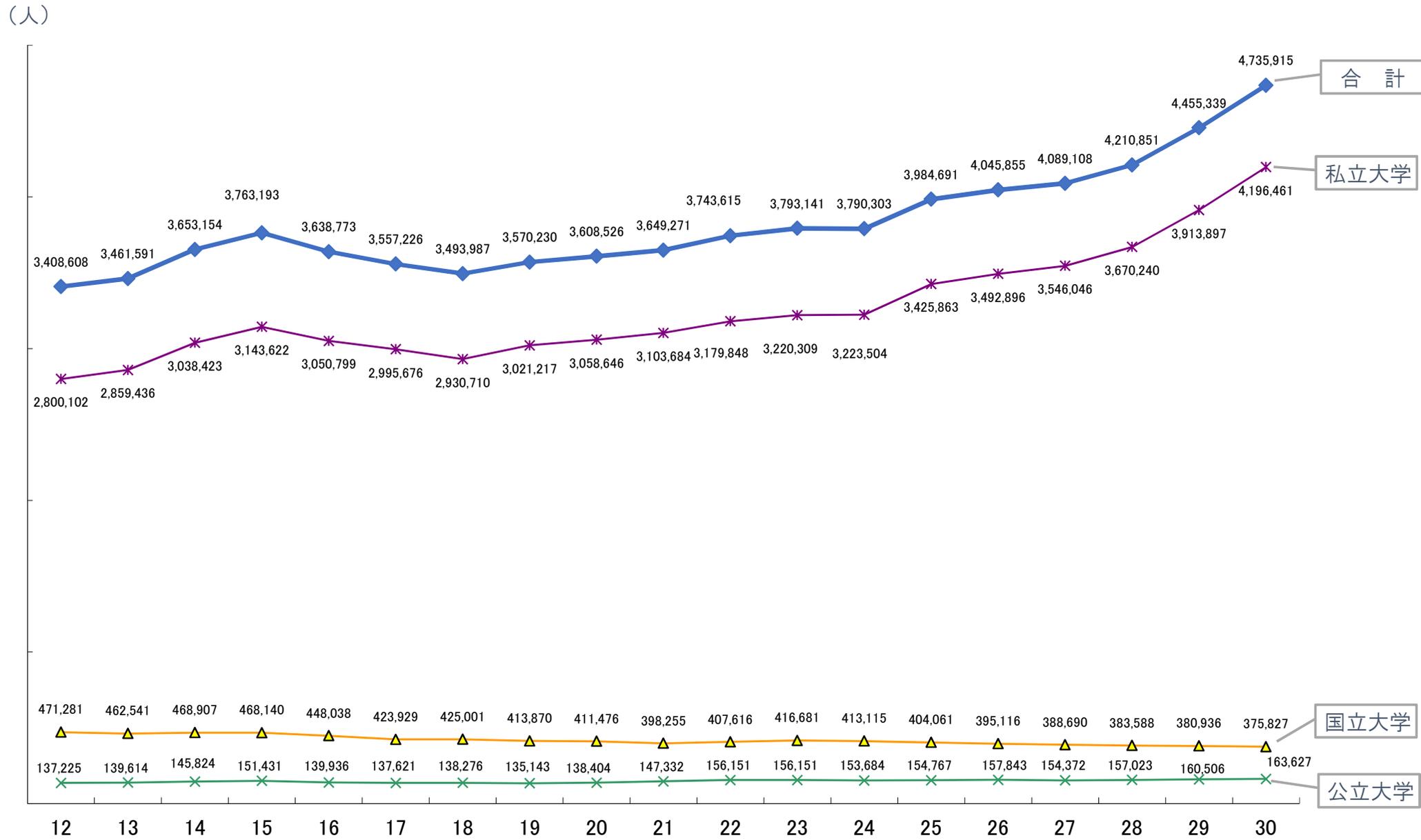
大学(学部)入学定員・・・全国大学一覧

# 入学定員(募集人員)の推移



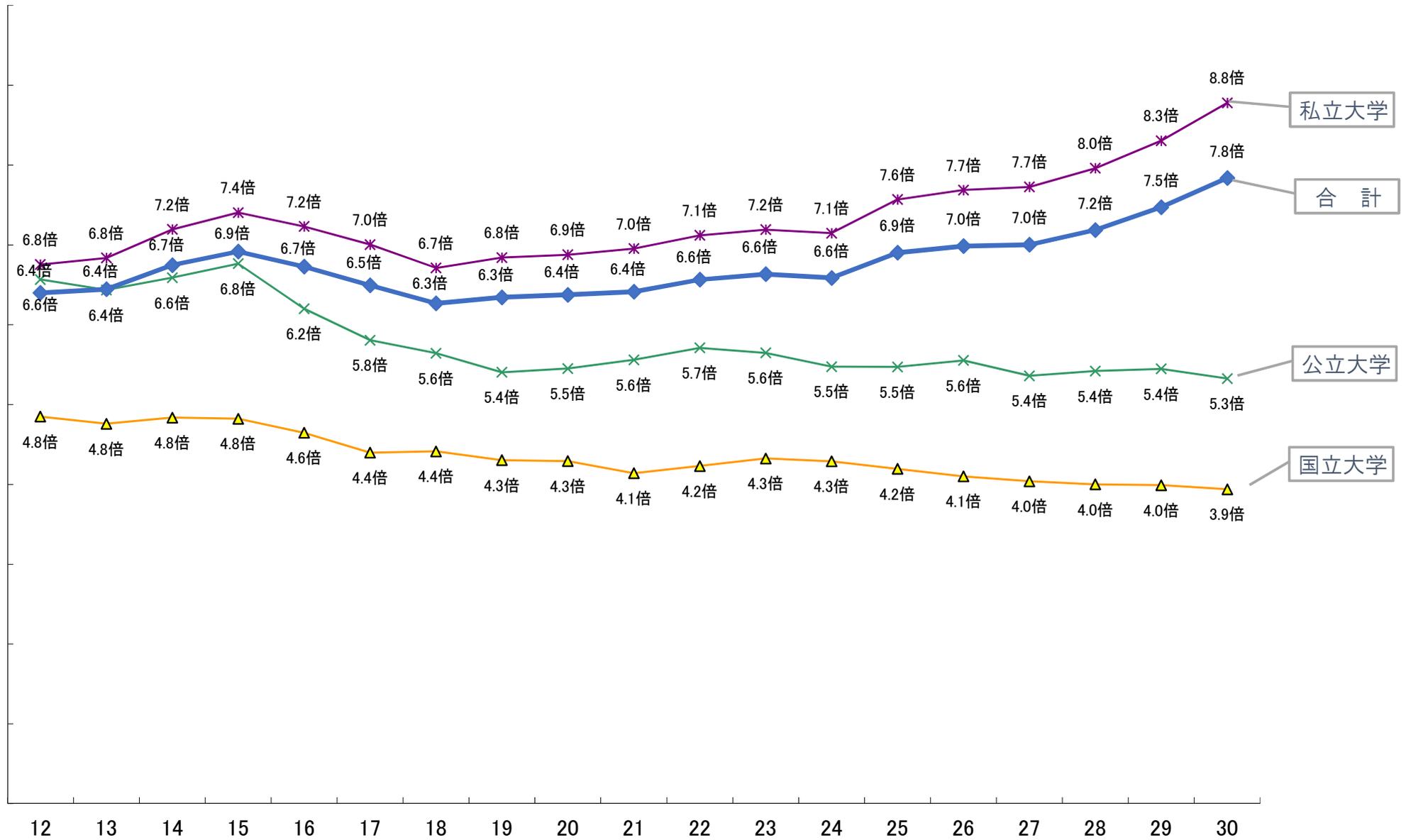
※各年度は入学年度であり、平成30年度であれば、平成30年度に入学する者を対象とした数字である。  
 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

# 入学志願者の推移(延べ数)



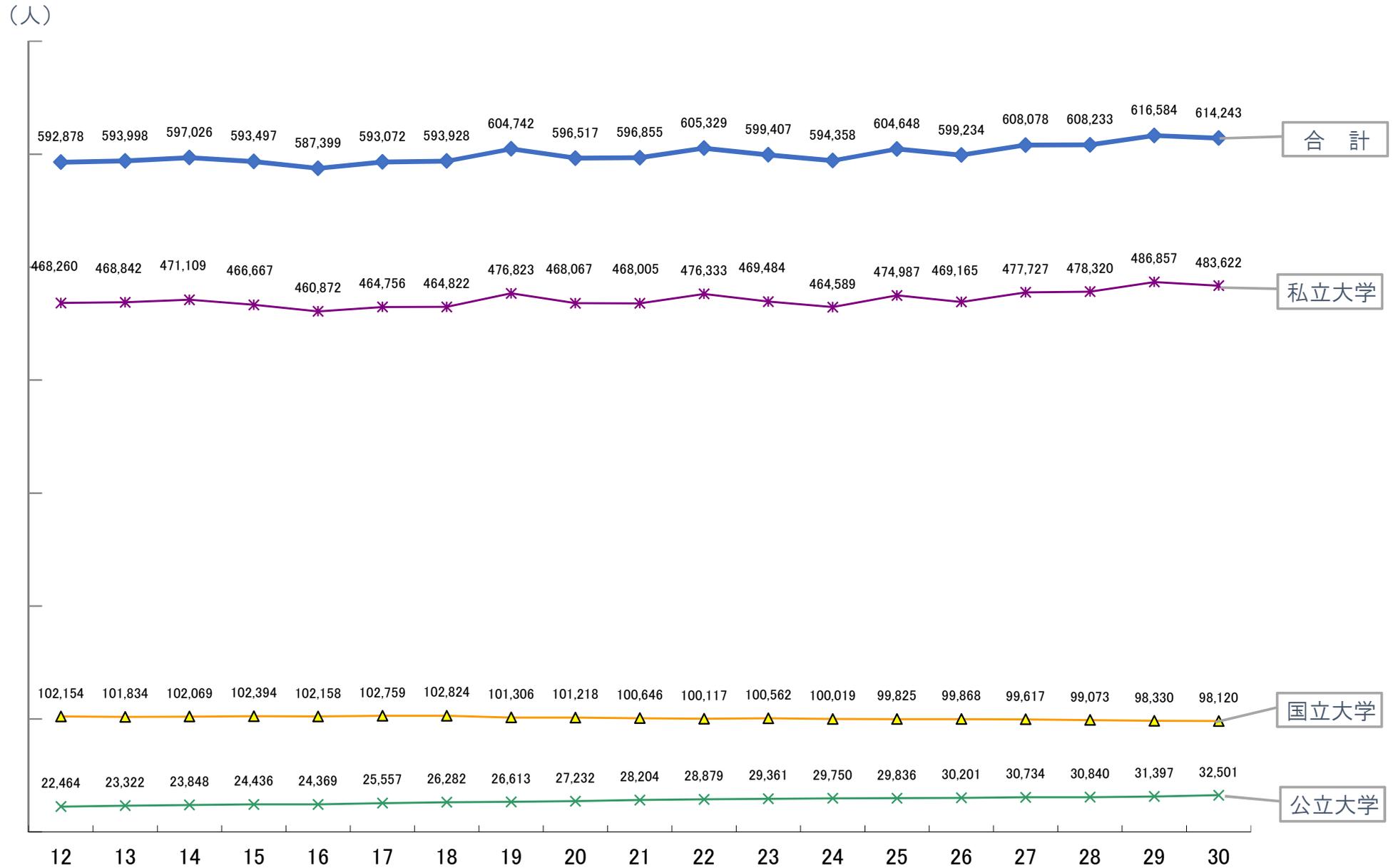
※各年度は入学年度であり、平成30年度であれば、平成30年度に入学する者を対象とした数字である。  
 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

# 志願倍率の推移



※各年度は入学年度であり、平成30年度であれば、平成30年度に入学する者を対象とした数字である。  
 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

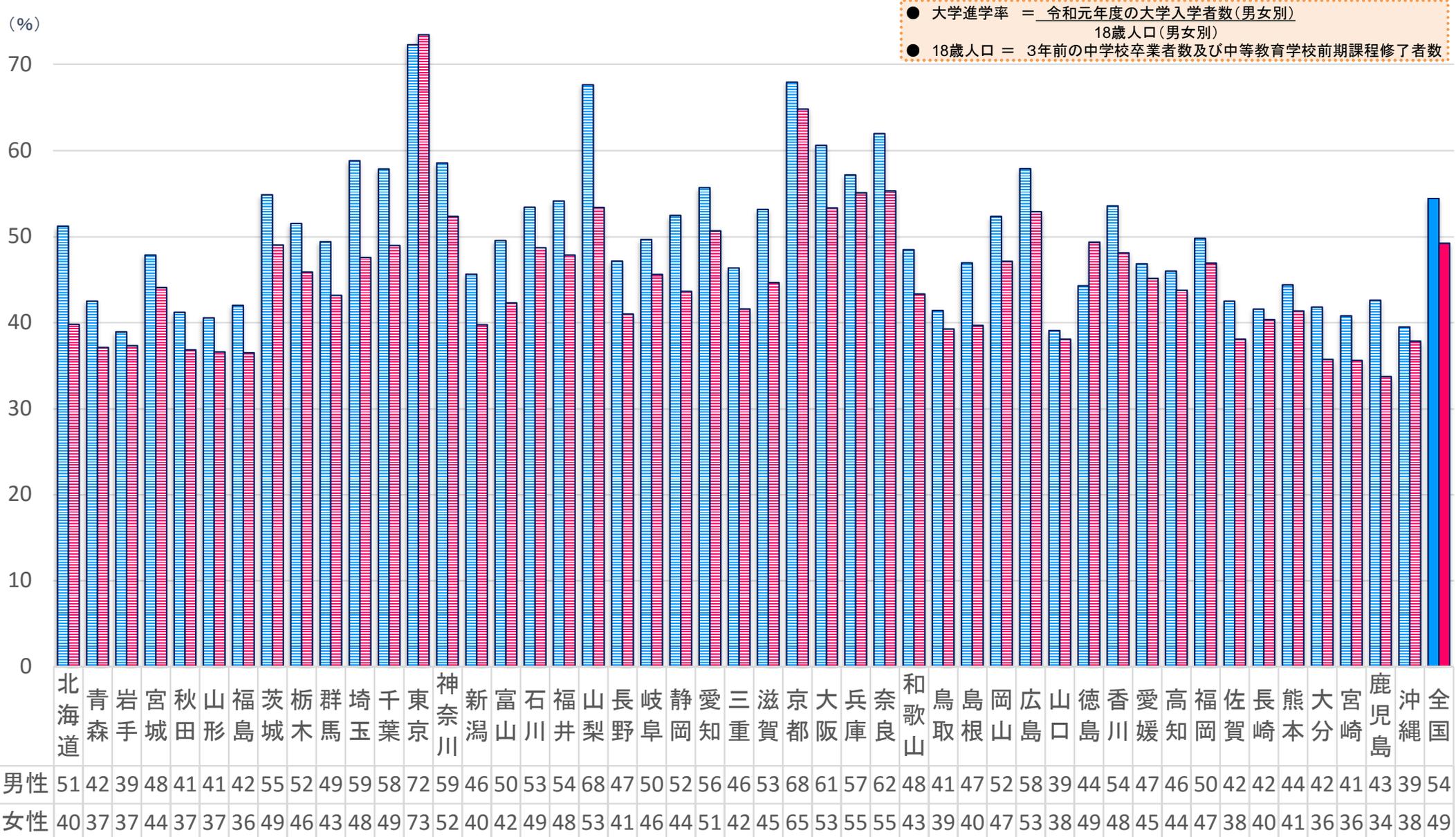
# 入学者数の推移



※各年度は入学年度であり、平成30年度であれば、平成30年度に入学する者を対象とした数字である。  
 ※通信課程及び外国人留学生を対象とする選抜は含まない。

# 男女別・都道府県別大学進学率

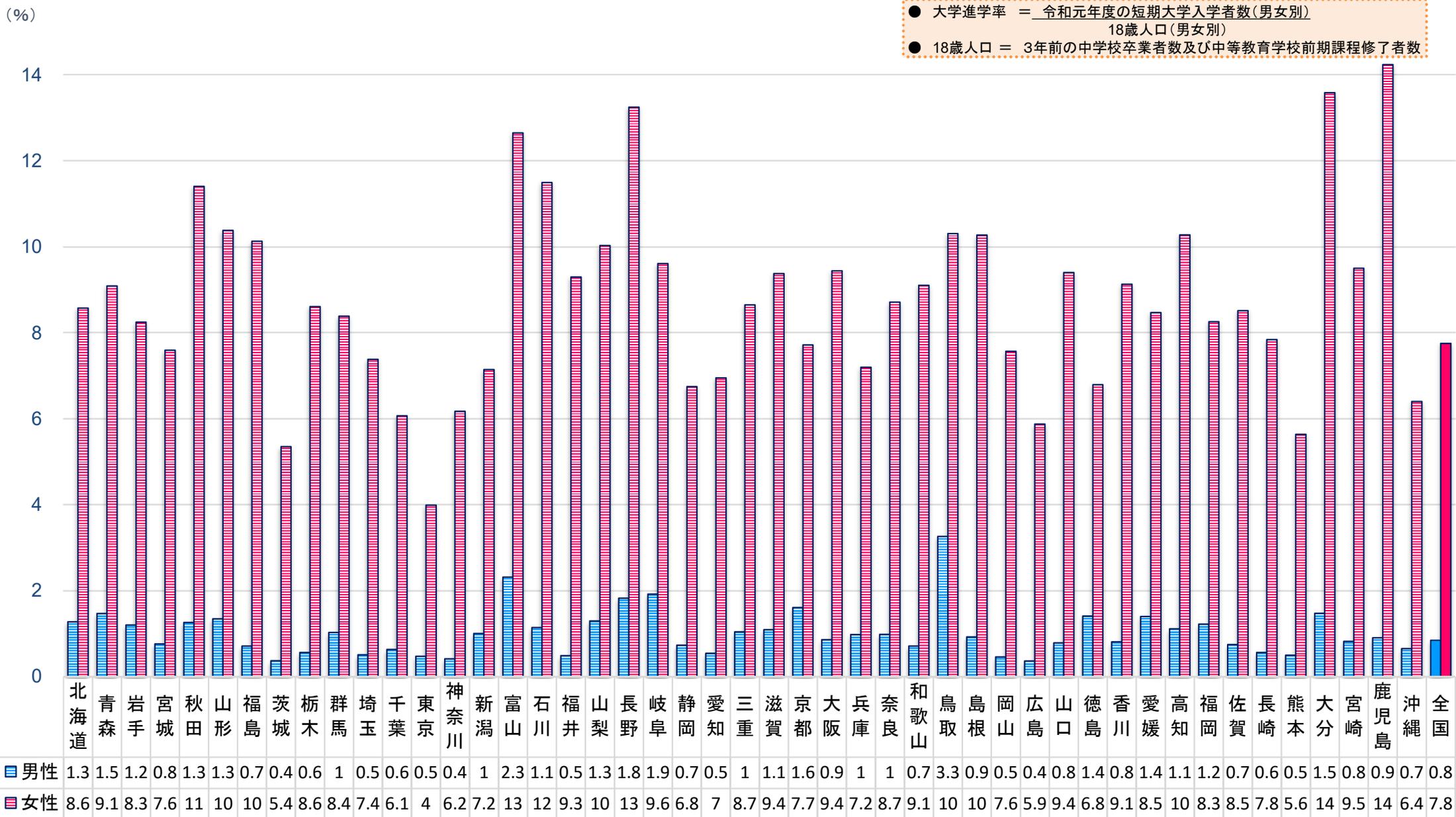
大学進学率を男女別にみると、東京都と徳島県を除く45道府県で男性の方が女性よりも高く、男女の進学率の差は①山梨県（14.3ポイント）、②北海道（11.3ポイント）、③埼玉県（11.4ポイント）、④千葉県（8.9ポイント）の順に高い。



(出典) 文部科学省「令和元年度学校基本統計(速報値)」

# 男女別・都道府県別短期大学進学率

短期大学進学率を男女別にみると、全都道府県で女性が男性を上回っており、全国的には女性が7.8%、男性が0.8%となっている。女性の短期大学進学率は、①鹿児島県（14.3%）、②大分県（13.6%）、③長野県（13.3%）の順に高くなっている。



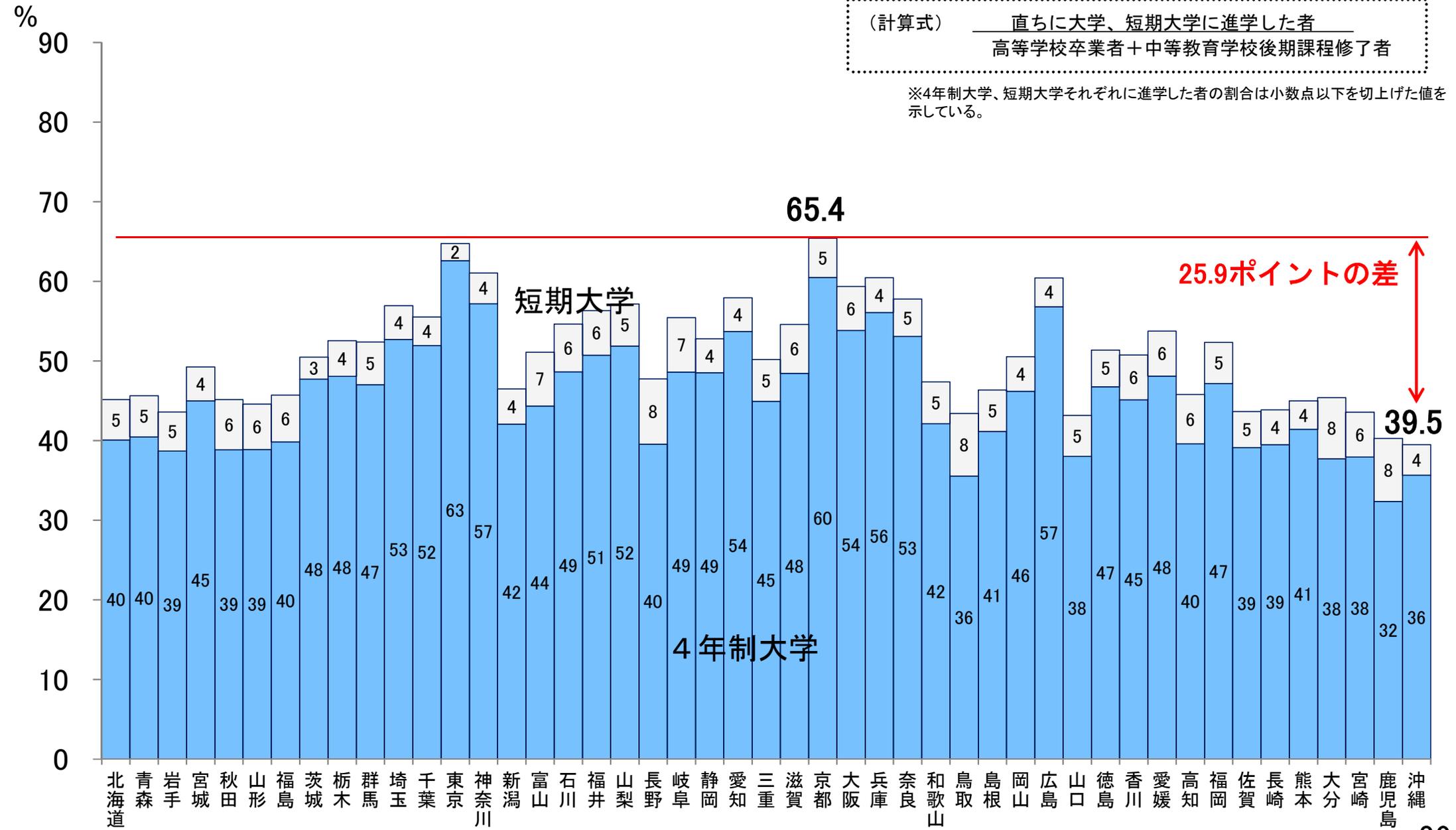
(出典) 文部科学省「令和元年度学校基本統計(速報値)」

# 高校新卒者の4年制大学、短期大学への進学率(都道府県別)

平成30年度の都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学への進学率は、京都(65.4%)が最も高く、沖縄(39.5%)が最も低い。京都と沖縄では25.9ポイントの差。

(計算式) 
$$\frac{\text{直ちに大学、短期大学に進学した者}}{\text{高等学校卒業生} + \text{中等教育学校後期課程修了者}}$$

※4年制大学、短期大学それぞれに進学した者の割合は小数点以下を切上げた値を示している。



# 男女別・18歳人口と大学進学率等の推移

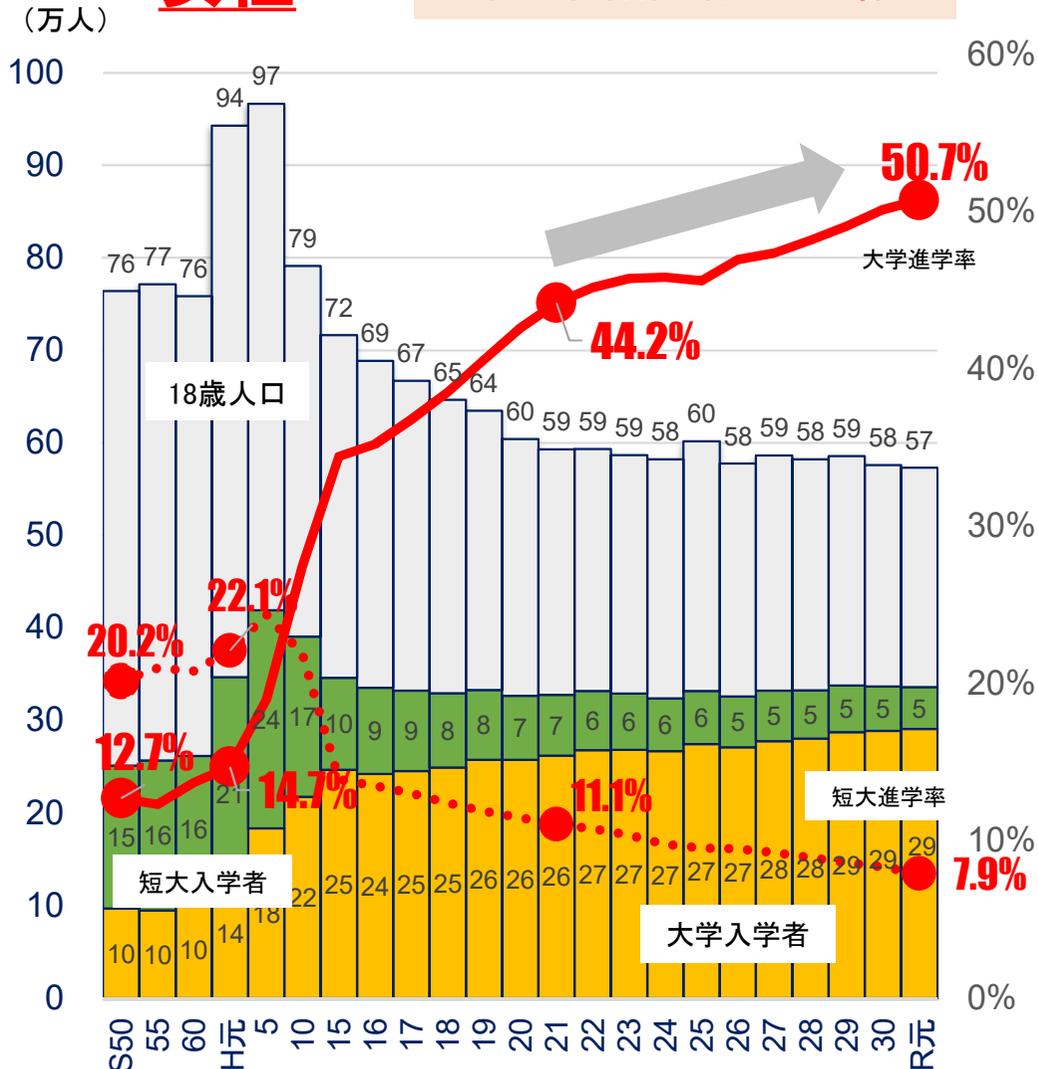
- 昭和50年（1975年）と比べて、女性の大学入学者数は約19万人増加、進学率も約38ポイント増加。
- 近年は、男女とも進学率は上昇傾向にあるが女性の上昇幅が大きい。

H21→R1

大学進学率：約**6.5**ポイント増

大学入学者数：約**3**万人増

## 女性

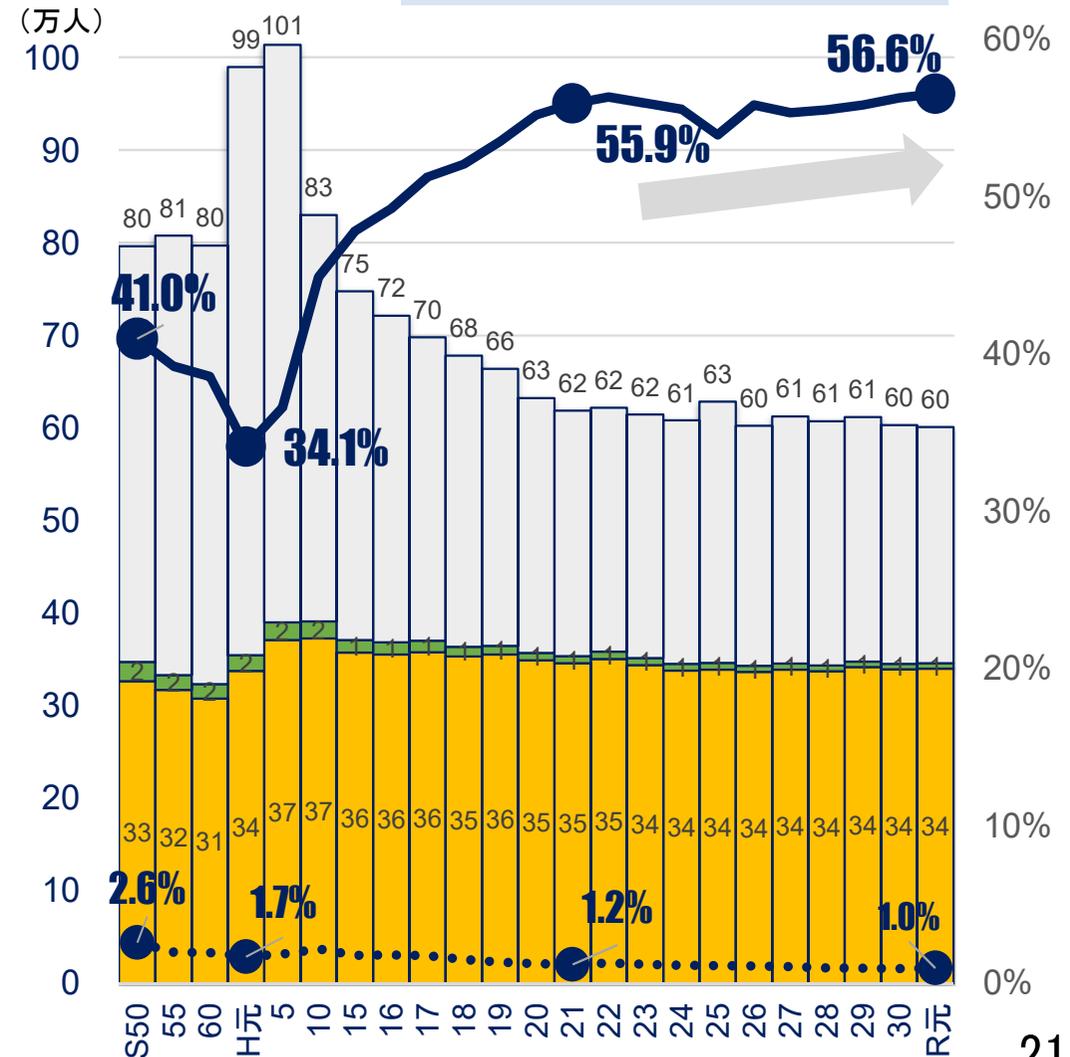


H21→R1

大学進学率：約**0.7**ポイント増

大学入学者数：ほぼ横ばい

## 男性



(出典) 文部科学省「学校基本統計」(令和元年度は速報値)

### **3. 我が国の入試制度の概要について**

大学入試の円滑な実施に資するため、以下のような省令や基本方針に基づき、多様な入試方法や学力検査の在り方等について、毎年度、大学・高等学校関係者との協議を踏まえ、ガイドラインとして「大学入学者選抜実施要項」を定め、各大学に通知している。

○大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）

（入学者選抜）

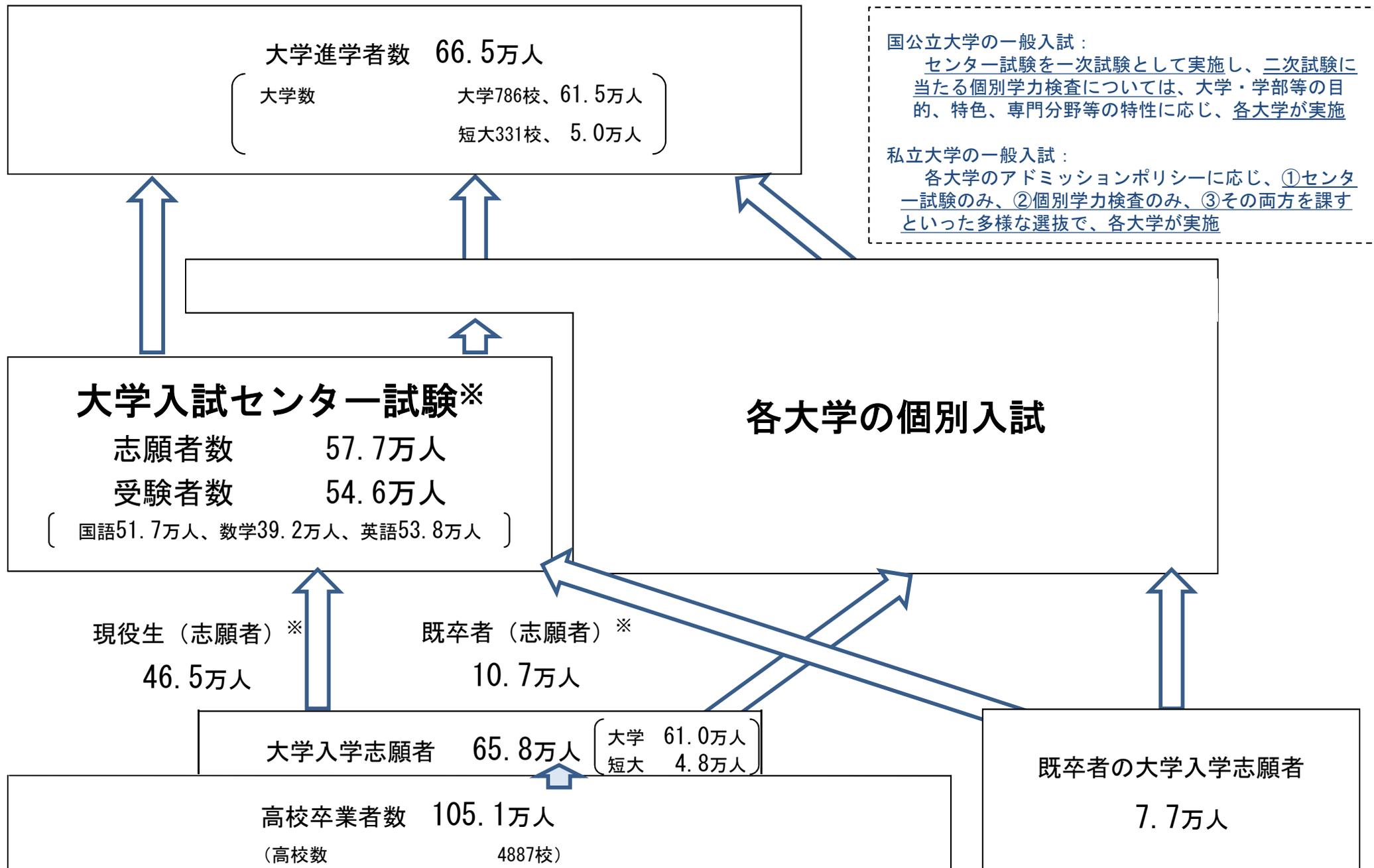
第2条の2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（基本方針）

大学入学者選抜は、各大学（短期大学を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ定める入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。（略）

平成31年度大学入学者選抜実施要項（平成30年6月4日付文部科学省高等教育局長通知）より



出典：令和元年度学校基本統計(※についてはH31(2019)年2月大学入試センター公表資料より)

注1) 数値については千人未満は四捨五入している。

注2) 学校基本調査に基づく既卒者の大学入学志願者は、卒業した高校等が把握している数値であり、大学入試センター試験に出願する既卒者の数値とは一致しない。

# 令和2年度大学入学者選抜日程

~6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

A O 入 試

7月

推 薦 入 試

国 公 立 大 学

私 立 大 学

<p>「大学入学者選抜実施要項」を各大学に通知(局長通知)</p>	<p>令和元年6月4日～7月31日 選抜要項の発表(各大学)</p>	<p>令和元年9月30日～10月10日 大学入試センター試験の出願受付</p>	<p>令和元年12月15日まで 募集要項の発表(各大学)</p>	<p>(追試 1月25・26日) 令和2年1月18・19日 大学入試センター試験</p>	<p>(公立)令和2年1月27日～2月5日 (国立)令和2年1月27日～2月5日 出願受付</p>	<p>令和2年2月25日～ 前期日程試験</p>	<p>(公立)令和2年3月1日～10日 (国立)令和2年3月6日～10日 前期日程の合格発表</p>	<p>令和2年3月8日～ 中期日程試験</p>	<p>令和2年3月12日～ 後期日程試験</p>	<p>(後期)令和2年3月20日～24日 (中期)令和2年3月20日～23日 中期・後期日程の合格発表</p>
						(各大学で独自に設定)				
						試	合 格 発 表			
						験				

A O 入 試

推 薦 入 試

## 大学入試センター試験とは

大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として、**大学が共同して実施する試験**。

### 【大学入試センター試験導入の背景】

昭和54年度から実施された**共通一次学力試験**は、大学の2次試験との組み合わせによる**多様な選抜の実現に寄与**するとともに**難問・奇問を排した良質な問題を確保**するなどの成果を挙げた。

一方で、私立大学が基本的に参加しなかったことで、**効果が限定的**であり、5教科7科目（昭和62年度から5教科5科目）の**画一的な利用が大学の序列化**をもたらすなどの課題が生じた。

このため、選抜に利用する教科・科目は**各大学が自由に選択可能（アラカルト方式）**とし、**設置主体を問わず各大学が多様な選抜資料の一つとして利用できる試験**として、共通一次学力試験の成果を引き継ぎつつ、大学入試の個性化・多様化に貢献する試験として導入。

### 【大学入試センターが果たす役割】

#### 1 難問奇問を排除した良質な問題の確保

昭和53年度以前は、高等学校教育の程度や範囲を超えた難問奇問の出題が少なくありませんでしたが、共通一次学力試験や大学入試センター試験の導入により、難問奇問を排除した良質な問題が確保されるようになり、高等学校等の関係者からも高い評価を受けています。

#### 2 各大学が実施する試験との適切な組合せによる大学入試の個性化・多様化

大学入試センター試験を利用することで、小論文、面接等を実施する大学や推薦入試、帰国子女・社会人を対象とした特別入試を実施する大学が増えています。このように大学入試センター試験は大学入試の個性化・多様化に貢献しています。

#### 3 国公立大学及び公私立短期大学を通じた入試改革

公私立大学・短期大学の利用数は、令和2年度入試では、774大学・短期大学であり（平成31年3月31日現在）、利用した大学・短期大学からも好評を得ています。

#### 4 アラカルト方式による各大学に適した利用

大学入試センター試験では、利用教科・科目を各大学が自由に指定できるアラカルト方式により、各大学がその大学・学部に必要な教科・科目を指定することができます。

# 独立行政法人大学入試センターの概要

## 独立行政法人大学入試センターとは

大学が共同して実施する試験に関し、一括処理することが適当な業務（試験問題の作成・印刷及び輸送、答案の採点・集計・各大学への成績提供 等）を実施。

### ○独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）（抄）

（センターの目的）

第3条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）は、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）における教育の振興に資することを目的とする。

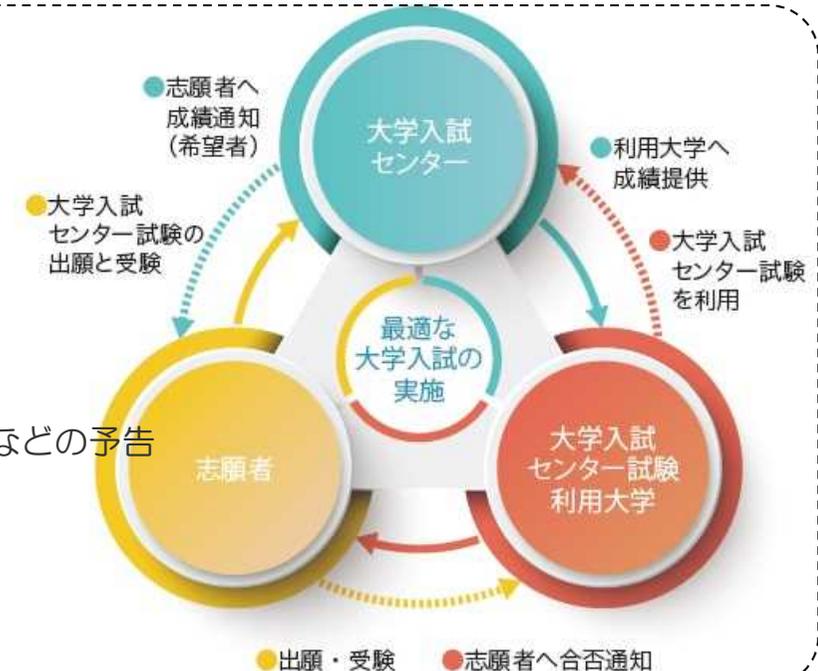
## 【大学入試センターと利用大学の役割】

### ●大学入試センターの役割

- ・試験問題の作成、印刷、輸送
- ・受験案内、実施マニュアルなどの作成
- ・出願の受付、試験場の指定、受験票の交付
- ・答案の採点、集計
- ・試験成績などの各大学への提供
- ・試験成績の本人通知

### ●利用大学の役割

- ・大学入試センター試験の利用教科・科目及び各大学ごとの学力検査などの予告
- ・試験場の設定、試験監督者などの選出
- ・志願者への受験案内の配付
- ・試験の実施、答案の整理・返送、試験成績の請求
- ・試験問題作成に携わる者の派遣
- ・試験問題の保管・管理



# 令和2年度大学入試センター試験について

## 【目的】

大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として、大学が共同して実施。

## 【試験期日】

- ・本試験：令和2年1月18日(土)、19日(日)
  - ・追(再)試験：令和2年1月25日(土)、26日(日)
- ※試験は1/13日以降の最初の土日に実施

## 【志願者数、利用大学数等】

- ・志願者数：557, 698人  
[対前年度▲19, 132人]
- ・試験場数：689試験場  
[対前年度▲4試験場]
- ・利用大学数：706大学  
[対前年度+3大学]

(内訳)

国立 82大学  
公立 91大学  
私立 533大学

152短期大学

[対前年度+3短期大学]

(内訳)

公立 13短期大学  
私立 139短期大学

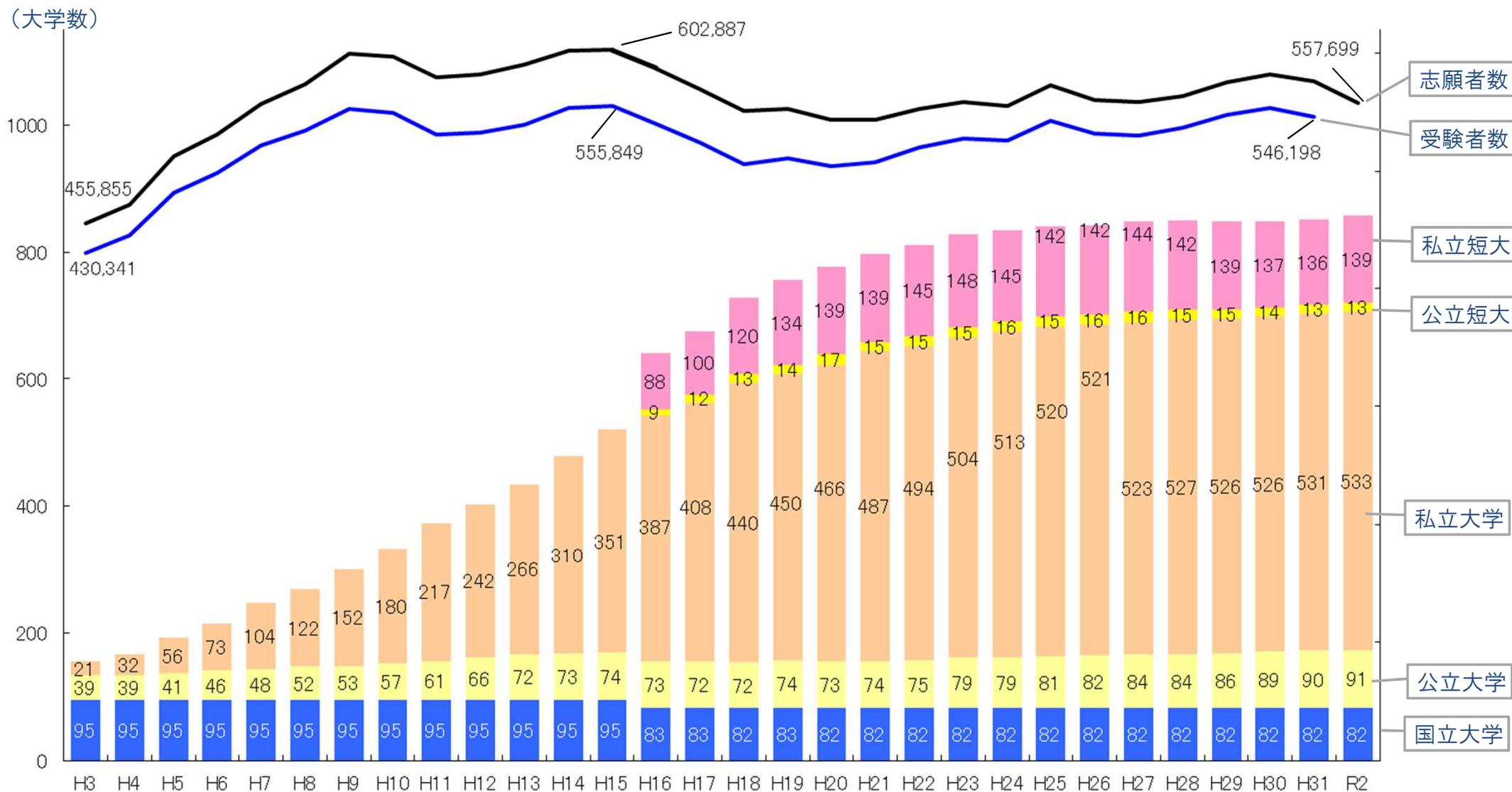
## 【令和2年度試験時間割】

※出題教科科目数 6教科30科目(第1回(平成2年) 5教科18科目)

期 日	出題教科・科目		試験時間
令和2年 1月18日(土)	地理歴史 公民	「世界史A」「世界史B」 「日本史A」「日本史B」 「地理A」「地理B」 「現代社会」「倫理」 「政治・経済」「倫理, 政治・経済」	2科目受験 9:30~11:40 1科目受験 10:40~11:40
	国語	「国語」	13:00~14:20
	外国語	「英語」「ドイツ語」「フランス語」 「中国語」「韓国語」	【筆記】 15:10~16:30 ----- 【リスニング】 「英語」のみ 17:10~18:10
1月19日(日)	理科①	「物理基礎」「化学基礎」 「生物基礎」「地学基礎」	9:30~10:30
	数学①	「数学I」「数学I・数学A」	11:20~12:20
	数学②	「数学II」「数学II・数学B」 「簿記・会計」「情報関係基礎」	13:40~14:40
	理科②	「物理」「化学」 「生物」「地学」	2科目受験 15:30~17:40 1科目受験 16:40~17:40

# 大学入試センター試験参加大学数及び志願者・受験者数の推移

- 平成2年度の第一回試験から令和2年度試験で31回の実施(平成18年度試験から英語リスニングを実施し、令和2年度試験で15回目の実施)。
- 参加大学については、第一回から年々増加しており、令和2年度試験参加大学数は国公私合計858大学(うち152短期大学)。
- 志願者数については、平成15年度試験の602,887人がピーク。令和2年度試験の志願者数は557,698人(対前年度19,132人減)。



※大学入試センター公表資料をもとに大学入試室において作成

# 大学入試センター科目別受験者数（本試験）の推移について

教科・科目名		年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
			受 験 者 数	受 験 者 数	受 験 者 数	受 験 者 数
国	語	国 語	507,791	519,129	524,724	516,858
地 理 歴 史		世 界 史 A	1,449	1,329	1,186	1,346
		世 界 史 B	84,131	87,564	92,753	93,230
		日 本 史 A	2,472	2,559	2,746	2,359
		日 本 史 B	160,830	167,514	170,673	169,613
		地 理 A	1,805	1,901	2,315	2,100
		地 理 B	147,929	150,723	147,026	146,229
公 民		現 代 社 会	80,240	76,490	80,407	75,824
		倫 理	26,039	22,022	20,429	21,585
		政 治 ・ 経 済	49,184	54,243	57,253	52,977
		倫 理 , 政 治 ・ 経 済	48,709	50,486	49,709	50,886
数 学	数学①	数 学 I	5,981	6,156	5,877	5,362
		数 学 I ・ 数 学 A	392,479	394,557	396,479	392,486
	数学②	数 学 II	5,782	5,971	5,764	5,378
		数 学 II ・ 数 学 B	353,423	353,836	353,423	349,405
		簿 記 ・ 会 計	1,401	1,482	1,487	1,304
		情 報 関 係 基 礎	539	524	487	395
	工 業 数 理 基 礎	4	—	—	—	
理 科	理科①	物 理 基 礎	18,304	19,406	20,941	20,179
		化 学 基 礎	105,937	109,795	114,863	113,801
		生 物 基 礎	133,653	136,170	140,620	141,242
		地 学 基 礎	47,092	47,506	48,336	49,745
	理科②	物 理	155,739	156,719	157,196	156,568
		化 学	211,676	209,400	204,543	201,332
		生 物	77,389	74,676	71,567	67,614
		地 学	2,126	1,660	2,011	1,936
外 国 語	筆 記	英 語	529,688	540,029	546,712	537,663
		ド イ ツ 語	147	116	109	118
		フ ラ ン ス 語	140	134	109	102
		中 国 語	482	558	574	665
		韓 国 語	174	185	146	174
		リスニング <sup>※</sup>	英 語	522,950	532,627	540,388

出典：独立行政法人大学入試センター「平成31年度大学入試センター試験実施結果の概要」を元に作成

# 各国の大学入学者選抜に係る共通試験について

国名	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ		中国	韓国	日本
共通試験	アビトゥーア試験	バカロレア試験	GCEALレベル	SAT	ACT	普通高等学校招生 全国統一考試(高考)	大学修学能力試 験	大学入試 センター試験
試験回数・時期	1回 2~4月(記述式) 3~6月(口述式)	1回 6月	1回 5~6月	7回 (10、11、12、1、 3、5、6月)	6回 (9、10、12、2、 4、6月)	1回 6月初旬	1回 11月	1回 1月(+追試験)
解答方式	記述式・口述式	記述式・口述式	記述式	マークシート式 記述式(エッセイ)	マークシート 記述(エッセイ、た だしオプション)	択一 記述(小論文含む)	マークシート	マークシート
試験方式	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)	PBT(紙媒体)
設定科目数	州により異なる。 ※3領域(言語・文学・芸 術/社会科学/数学・ 自然科学・技術)から5 科目又は4科目を選択。 うち1科目は口述試験。	取得を目指すバカロ レアの種類により異 なるが、リセ(高校) で学習した科目を網 羅。  ※普通(3コース)及 び技術(8コース)は 予備試験と本試験で 必修10科目程度と自 由選択2科目。職業 (80以上の専門領 域)は必修7科目と 自由選択1科目。	実施団体ごとに異 なる。  Edexcelの2012年夏 実施科目の場合、4 科目 ※通常3科目程度を 選択。	3領域(言語能力 /ライティング/数 学能力)  5分野(英語/歴 史・社会学/数学 /自然科学/外 国語[リーディ ング、リスニング])2 0種類 ※難関大学におい て2科目程度必 要。	4領域(英語/数 学/読解/サイ エンス)	3領域(国語、数学、外国 語)+文化総合、理科総 合  基本的には3領域を課し、 省によって文化総合(政 治・歴史・地理)や理科総 合(物理・化学・生物)また は個別科目を組み合わせ て課す。	7領域(国語、数 学、英語、社会探 求、科学探求、職 業探求、第2外国 語/漢文)46科目	6教科29科目
①試験会場、 ②試験監督者、 ③採点者	①ギムナジウム(大学進 学者が修学する中等教育 機関)、 ②ギムナジウム教員、 ③ギムナジウム教員	①リセ(高校)、 ②リセ教員、 ③リセ教員	①中等学校、 ②中等学校教員、 ③Examining Boardが 雇用した者	①ハイスクール、 コミュニティ・カ レッジ、 ②不明、 ③ETS	①ハイスクール、 コミュニティ・カ レッジ、 ②不明、 ③ACT	①高級中学校(高校)、 ②県レベルの学生募集委員 会、 ③択一式は考試院、記述式 は各大学の教員	①高校(在学中の高 校ではない)又は中 学校、 ②高校教員、中 学校教員、 ③教育課程評価院	①試験参加大学、 ②大学教員、 ③大学入試セン ター
入学時期	10月	9月	主に9月	主に9月		9月	3月	4月

# 総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の区分について

## ○総合型選抜(AO入試) (概要)

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学修に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する入試方法。

- ① 入学志願者自らの意思で出願する公募制。
- ② 知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準としない。
- ③ 大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、以下のいずれかを用いることが必要。
  - ア 各大学が実施する検査（筆記、実技、口頭試問等）の成績
  - イ 大学入試センター試験の成績
  - ウ 資格・検定試験等の成績
  - エ 高等学校の教科の評定平均値
- ④ ③ア～ウを行う場合にあっては、③エと組み合わせるなど調査書を積極的に活用することが望ましい。

## (時期)

- ・ 出願期間は8月1日～。
- ・ 学力検査を行う場合の試験期日は2月1日～。

## ○学校推薦型選抜(推薦入試) (概要)

出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 高等学校の教科の評定平均値を出願要件（出願の目安）や合否判定に用い、その旨を募集要項に明記する。
- ② 推薦書・調査書だけでは、入学志願者の能力・適性等の判定が困難な場合には、AO入試の③ア～ウの措置の少なくとも一つを講ずることが望ましい。

※ 募集人員は、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲で定める。

## (時期)

- ・ 出願期間は11月1日～。
- ・ 学力検査を行う場合の試験期日は2月1日～。

## ○一般選抜(一般入試) (概要)

調査書の内容、学力検査、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーションその他の能力・適性等に関する検査、活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法。

## (時期)

- ・ 試験期日は2月1日～4月15日

## **4. 高大接続改革の経緯について**

# 大学入試制度の変遷①

※高等学校学習指導要領（外国語）では、当初（1960（昭和35）年告示）から四技能を総合的に育成することの必要性を明示。

昭和46(1971)年6月:「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」(中教審答申)

(背景(共通第1次学力試験導入以前))

○各大学が実施する1回限りの学力試験によって合否が決められることが多く、難問・奇問の出題が多く見られた

昭和45(1970)年  
学習指導要領改訂

教育内容の一層の向上  
(「教育内容の現代化」)

昭和52(1977)年6月:昭和54年度以降における大学入学者選抜実施要項(文部省)

昭和52(1977)年7月:昭和54年度大学入学者選抜に係る共通第1次学力試験実施大綱(大学入試センター)

昭和52(1977)年12月:試行テスト実施

昭和53(1978)年  
学習指導要領改訂

ゆとりある充実した学校生活  
の実現=学習負担の適正化

## 昭和54(1979)年1月:共通第1次学力試験(第1回)

・国公立大学のみ利用

・5教科7科目(昭和62(1987)年から5教科5科目)

⇒高等学校教育における基礎・基本を問う良問を提供、国公立大学の共通の1次試験として実施

⇒各大学が個別試験において専門的な知識等を問う学力検査や小論文、面接等を実施することにより、受験生の能力・適性等を多面的に判定

昭和60(1985)年6月:「教育改革に関する第1次答申」(臨教審)

(背景(共通第1次学力試験導入後))

○一律に5教科7科目(62年から5教科5科目)とされていたので、偏差値等により大学の序列化が顕在化

○利用大学が基本的に国公立大学のみだったことから、国公立大学のみ入試改善に留まる

昭和63(1988)年10月:平成2(1990)年度大学入試センター試験実施大綱(大学入試センター)

昭和63(1988)年12月:試行テスト実施

平成元(1989)年  
学習指導要領改訂

社会の変化に自ら対応できる  
心豊かな人間の育成

## 平成2(1990)年1月:大学入試センター試験(第1回)

・国公立大学で利用

・「アラカルト方式」(教科数等、利用の仕方は各大学の自由)

・多様な入試の資料の一つ(大学入試センター試験、個別試験、面接、小論文、調査書等の適切な組合せ)

⇒受験生の能力・適性等の多面的な判定や、国公立大学のみならず私立大学も含めた各大学の入学者選抜の改善に積極的に寄与

平成12(2000)年11月:「大学入試の改善について」(大学審議会答申)

○現在、高等学校の外国語教育において実践的なコミュニケーション能力の育成等が重視され、また、大学教育においても国際舞台で活躍できる能力の育成が求められている。…大学入試センターにおいても早急にリスニングテストの導入を図ることが必要である

平成11年(1999)  
学習指導要領改訂

基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成

平成15(2003)年11月 個別音源方式で実施することを決定  
平成16(2004)年9月 試行リスニングテスト実施(全国509大学 約3万6千人の高校2年生が受験)

平成18(2006)年1月:第1回英語リスニングテスト実施

平成21年(2009)  
学習指導要領改訂

「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス  
(高校英語…4技能を総合的に育成する「コミュニケーション英語Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ」を設定)

令和3(2021)年1月:大学入学共通テスト(第1回)(令和2(2020)年度)

平成30年(2018)  
学習指導要領改訂

「生きる力」の育成を目指し資質・能力を三つの柱(※)で整理、社会に開かれた教育課程の実現

令和7(2025)年1月:大学入学共通テスト(第5回)(令和6(2024)年度)

○平成30年(2018)年改訂の学習指導要領適用者を対象とした大学入学共通テストの実施

※「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間力等」

(高校英語…4技能を総合的に育成する科目群、ディベートやディスカッションを行う科目群を設定。)

**中央教育審議会へ諮問「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」(平成24(2012)年8月28日)**

- 文部科学大臣から中央教育審議会に対し諮問が行われ、中央教育審議会では総会直属の高大接続特別部会を設置。同年9月から審議を開始。

**教育再生実行会議「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(第四次提言)」(平成25(2013)年10月31日)**

- 高等学校教育の質の確保・向上、大学の人材育成機能の抜本的強化、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価しうる大学入学者選抜制度への転換について提言。

英語民間試験活用:

国は、大学教育を受けるために必要な能力の判定のために新たな試験(達成度テスト(発展レベル)(仮称))を導入し、外国語の外部検定試験の活用を検討する。

記述式問題導入:

達成度テスト(発展レベル)(仮称)の具体的な実施方法(教科・科目や出題内容等)や実施体制、実施時期、名称、制度面・財政面の整備等について、高等学校における教育活動に配慮しつつ、関係者の意見も踏まえ、中央教育審議会等において専門的・実務的に検討されることを期待する。

**中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」(平成26(2014)年12月22日)**

- 今回の答申は、教育改革最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革をはじめて現実のものとするための方策として、「高等学校教育」「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の抜本的改革を提言するもの。

英語民間試験活用:

「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の英語については、4技能を総合的に評価できる問題の出題(例えば記述式問題など)や民間の資格・検定試験の活用により、「読む」「聞く」だけでなく「書く」「話す」も含めた英語の能力をバランスよく評価する。

記述式問題導入:

大学入試センター試験は「知識・技能」を問う問題が中心となっており、(略)「知識・技能」を単独で評価するのではなく、「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」を総合的に評価するものにしていくことが必要である。

このため、現行の大学入試センター試験を廃止し、下記のような新テスト「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」を新たに実施する。

- ◆ 解答方式については、多肢選択方式だけでなく、記述式を導入する。

### 「高大接続改革実行プラン」(平成27(2015)年1月16日)文部科学大臣決定

- 高大接続答申を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示したもの。平成27(2015)年1月に文部科学大臣決定として公表。

「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」については平成32年度からの実施を目指し、専門家の知見を活用しつつ、一体的な検討を行う。

### 「高大接続システム改革会議」(平成27(2015)年3月～平成28(2016)年3月)

- 高大接続答申・高大接続改革実行プランに基づき、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討。平成28(2016)年3月に最終報告。

英語民間試験活用:

「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の英語については、「書くこと」や「話すこと」を含む四技能を重視して評価する。また、民間との連携の在り方を検討する。

記述式問題導入:

共通テストとして多くの大学入学希望者の学習に大きな影響を与えることとなる「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」において、複数の情報を統合し構造化して新しい考えをまとめるための思考力・判断力やその過程や結果を表現する力などを評価することができるよう、マーク式問題の一層の改善を図るとともに、自ら文章を書いたり図やグラフ等を描いたり式を立てたりすることを求める記述式問題を導入するための具体的な方策等について今後更に検討する。

記述式問題導入に当たっては、作問・視点・実施方法等について乗り越えるべき課題も存在していることから、今後、記述式導入の具体化に向けて、以下のよう論点ごとに実証的・専門的な検討を丁寧に進める。

対象教科については、当面、高等学校で共通必修科目が設定されている「国語」「数学」とし、特に記述式導入の意義が大きいと考えられる「国語」を優先させる。

### 文部科学省内に検討・準備グループ等を設置(平成28(2016)年4月～)

- 高大接続システム改革会議「最終報告」を踏まえ、検討・準備グループ等を設置し、具体的制度設計を検討。

### 高大接続改革の進捗状況を公表(平成28(2016)年8月、平成29(2017)年5月)

- 各々の検討・準備グループ等の検討状況を平成28(2016)年8月及び平成29(2017)年5月に公表。

### 高大接続改革の実施方針等の策定(平成29(2017)年7月13日)

- 高等学校・大学等の関係団体等からの意見を踏まえ、検討・準備グループ等で検討を行い実施方針等について策定
  - ・「高校生のための学びの基礎診断」:文部科学省において一定の要件を示し、民間の試験等を認定するスキームを創設
  - ・「大学入学共通テスト」(令和2(2020)年度～):記述式問題導入、英語の4技能評価のための民間等資格・検定試験の活用 等
  - ・選抜に関する新たなルールの設定:AO入試及び推薦入試の評価方法、出願及び合格発表時期 等

● 国際化、情報化の急速な進展



社会構造も急速に、かつ大きく変革。

- 知識基盤社会のなかで、新たな価値を創造していく力を育てることが必要。
- 社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランスよく育むことが必要。

【学力の3要素】

- ① 知識・技能の確実な習得
- ② (①を基にした)  
思考力、判断力、表現力
- ③ 主体性を持って多様な人々と  
協働して学ぶ態度



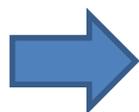
## 2. 経緯 大学入試改革に関する議論の推移（各提言・答申等の主なポイント）

	教育再生実行会議第4次提言 (平成25年10月)	中央教育審議会 答申 (平成26年12月)	高大接続システム改革会議最終報告 (平成28年3月)	高大接続改革の実施方針 (平成29年7月)
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>知識偏重の1点刻みの大学入学選抜からの脱却、学力不問の選抜になっている一部の推薦・AO入試の改革が必要</li> <li>高校・大学、大学入試の在り方について、一体的な改革を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これからの時代に求められる力を育成するための初等中等教育から高等教育まで一貫した改革</li> <li>「基礎的な知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体的に学習に取り組む態度」という三要素から構成される「確かな学力」を育む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央教育審議会答申の理念を踏まえた改革内容を実施に移していくための具体的な方策を示す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の「大学入試センター試験」に代えて平成32年度から「大学入学共通テスト」を実施</li> <li>「高校生のための学びの基礎診断」の運用を開始</li> <li>各大学の個別選抜について、学力の3要素を多面的・総合的に評価するものへと改善</li> </ul>
大学入学希望者向け共通テスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「<b>達成度テスト（発展レベル）</b>」</li> <li>大学教育を受けるために必要な能力の判定のための試験</li> <li>複数回挑戦、外国語、職業分野等の外部検定試験の活用を検討する</li> <li>結果の段階別表示、各大学の入学選抜の基礎資格としての利用など工夫する</li> <li>将来的にCBT方式、言語運用能力、数理論理力・分析力、問題解決能力等を測る問題の開発も検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「<b>大学入学希望者学力評価テスト</b>」</li> <li>知識・技能を単独で評価するのではなく、知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力を中心に評価する</li> <li>資格試験的利用を促進し、年複数回実施する</li> <li>段階別表示による成績提供</li> <li>CBT方式を前提に開発する</li> <li>英語4技能を評価できる出題や民間資格・検定試験を活用する</li> <li>「記述式」の導入</li> <li>「合教科・科目型」「総合型」の問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「<b>大学入学希望者学力評価テスト</b>」</li> <li>知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する</li> <li>複数回実施は、日程上の問題など引き続き検討する</li> <li>評価結果は段階別表示する</li> <li>CBTは専門家等の意見も聴きつつ十分に検討する</li> <li>英語4技能評価を推進する。「話すこと」についてはH32年度当初からの実施可能性について十分検討する。民間資格・検定試験の活用も有効</li> <li>当面、国語・数学で記述式を導入（H32～35は短文、H36～はより文字数の多い記述）、実施時期も検討</li> <li>マーク式もより思考力・判断力・表現力を重視した作問へ改善する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「<b>大学入学共通テスト</b>」</li> <li>知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する</li> <li>設問、領域、分野ごとの成績、全体の中での当該受験者の成績の段階別表示</li> <li>CBTについては、引き続きセンターで調査・検証</li> <li>英語4技能を評価するため、民間の資格・検定試験を活用。共通テストの英語は、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、H35年度までは実施</li> <li>H36年度以降は教科・科目の簡素化を含めた見直し</li> <li>国語・数学で記述式を導入（H36年度以降、地歴公民分野や理科分野等でも記述式を導入する方向で検討）</li> <li>マーク式も思考力・判断力・表現力を一層重視した作問へ見直す</li> </ul>
基礎レベルのテスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「<b>達成度テスト（基礎レベル）</b>」</li> <li>基礎的・共通的な学習の達成度を客観的に把握し、学校の指導改善や生徒の学習改善に活用</li> <li>各大学の判断で推薦入試やAO入試にも活用可能とする</li> <li>高校在学中に複数回受験できる仕組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「<b>高等学校基礎学力テスト</b>」</li> <li>高校生が基礎的な学習の達成度の把握、自らの学力を客観的に提示できるようにする</li> <li>進学時の活用は、調査書に結果を記入するなど参考資料の一部として使用</li> <li>在学中に複数回受験可能、成績を段階で表示</li> <li>CBT方式を前提に開発</li> <li>英語等は民間資格・検定試験も積極的に活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「<b>高等学校基礎学力テスト</b>」</li> <li>高校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを把握・提示できる仕組み</li> <li>H31～34年度の試行実施期には大学入試や就職には用いず、学習改善等に用いながら検証を行う。H35年度以降の大学入試等への活用は更に検討する</li> <li>IRT、CBT導入の検討、段階別の結果提供</li> <li>民間事業者の活用を具体化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「<b>高校生のための学びの基礎診断</b>」</li> <li>高等学校教育における多面的な評価の推進の一環として、高校における多様な学習成果を測定するツールの一つとして活用できるよう、文科省において一定の要件を示し、民間の試験等を認定する仕組み</li> <li>結果の副次的な利用については更に検討する</li> </ul>
各大学の個別選抜	<ul style="list-style-type: none"> <li>各大学のアドミッションポリシーに基づき、多面的・総合的に評価・判定する</li> <li>達成テスト（発展レベル）を積極的に活用する</li> <li>面接、論文、高校の推薦書、生徒が能動的・主体的に取り組んだ多様な活動、大学入学後の学修計画案を評価するなど多様な方法による入学選抜による入学割合を増加させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学力の3要素を踏まえた多面的な選抜方法をとる</li> <li>具体的な選抜方法等に関する事項を各大学のアドミッションポリシーにおいて明確化する</li> <li>大学入学希望者学力評価テストの活用</li> <li>多面的・総合的な評価への転換を図るため、一般入試、推薦入試、AO入試の区分を廃止し、大学入学選抜全体の共通的な新たなルールを構築する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学力の3要素を多面的・総合的に評価する入学選抜への改善</li> <li>入学選抜で学力の評価が十分に行われていない大学における入学選抜の改善（多様な評価の方法、出題科目の見直し、作問の改善、大学入学希望者学力評価テストの活用、調査書の有効な活用等）</li> <li>AO、推薦入試等の実施時期のルールを策定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入試区分について、各々の特性をより明確にする観点から、「一般選抜」「総合型選抜」「学校推薦型選抜」へ変更。</li> <li>総合型選抜や学校推薦型選抜でも、知識・技能、思考力・判断力・表現力を適切に評価</li> <li>合格発表時期についてルール化</li> <li>調査書の記載内容の改善</li> </ul>
新テストの実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制等について、関係者の意見も踏まえ、中央教育審議会等で専門的・実務的に検討されることを期待する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学入試センターを改組し、新たなセンターとする</li> <li>新センターは、新テストの実施と方法開発、個別選抜やアドミッション・オフィス強化等の方法開発などの支援、面接や集団討論等を含むテスト方法開発などの支援、調査書の評価等を含む評価に関する方法開発などの支援等を目的とし、名称についても、その機能を体現するものに変更する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学入試センター試験の作問や実施・運営等の実績に進み、大学入試センターを抜本的に改組した新たなセンターにおいて実施することが適当である</li> <li>今後、文科省において、実施主体としての適切な在り方を検討し、可能な限り速やかに結論を得て、実施体制を具体化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通テストは利用大学が共同して実施する性格のものであることを前提に、大学入試センターが問題の作成、採点その他一括して処理することが適当な業務を行う</li> <li>多数の受験者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する</li> </ul>
高校教育改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等について、高校において共通に身に付けるべき目標を明確化する</li> <li>生徒の能動的・主体的な活動への取り組みを指導、支援する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高大接続改革と歩調を合わせて学習指導要領を抜本的に見直し、育成すべき資質・能力の観点からの構造の見直しや、アクティブ・ラーニングへの飛躍的充実を図る</li> <li>評価について、生徒の多様な学習成果や活動を評価する方法に転換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直しなどの教育課程の見直し</li> <li>アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善と教員の指導力の向上</li> <li>学習評価の在り方を見直しや指導要領の改善などの多面的な評価の推進、多様な学習成果を測定する各種検定試験の普及促進</li> </ul>	
大学教育改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程の点検・改善、教育内容や教育方法の改善に取り組むとともに、厳格な成績評価・卒業認定等により学生の学修時間を増加させる</li> <li>学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法（アクティブラーニング）、双方向の授業展開など教育の質的転換を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立する（ナンバリング等）とともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできるアクティブ・ラーニングへと質的に転換する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラム構成の見直し、学生の能動的な学修を重視した指導方法の導入、学生の学修時間増加に向けた指導、学習成果に係る評価の充実</li> <li>3つの方針に基づく大学教育の充実</li> <li>各大学における3つの方針と入学選抜方法との関係を重視した教学マネジメントの確立</li> </ul>	

## 課題

## ①受験に係る地域的事情への対応が不十分

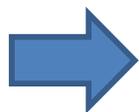
・全都道府県で全ての参加試験が実施されるわけではなく、都市部に比べて、地方部では受験可能な試験が限定されていた。



- 国立大学をはじめとする大学や地方公共団体に対し、試験実施団体に会場を無償又は安価に貸与するなど、会場設置への協力を要請する文書を発出【8月27日(火)】
- 試験実施団体が設定する英語資格・検定試験の日程や会場の情報をもとに、高校に対し具体的なニーズ調査を実施し、その結果をもとに試験実施団体に対し、会場の追加設置を要請【秋頃】

## ②経済的に困難な者への対応が不十分

- ・経済的に困難な受験者に対しては、試験団体が検定料を軽減することとしているが、減額幅は試験団体任せであり不十分との指摘あった。
- ・居住地から遠い受験生は、交通費・宿泊費が発生し、対応が困難であった。
- ・成績提供の対象は、「高校3年生の4月から12月の間に受験した2回まで」と限定しているが、受験年度までに練習受験が可能となっていた。



- 一部の試験実施団体による経済的に困難な受験生への検定料減額の予告を踏まえ、他の団体に対しても、経済的に困難な受験生への検定料の配慮を改めて要請
  - ※ 例：TOEFL iBTは、通常の検定料（235米ドル）から15%減額（平成30年3月公表）
- 低所得者（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生）向け給付型奨学金において、英語資格・検定試験の検定料を対象費目としていることを明確化して広報【8月以降】
- 離島の生徒の英語資格・検定試験の受験に係る経費（旅費、宿泊費）を対象費目にした補助制度を概算要求

## ③障害のある受験者への配慮が不十分ではないか

- ・障害者に対する配慮の内容については、試験団体任せであり試験ごとによらつきが生じていた。

**④参加試験のスコアとCEFRとの対照表を活用することが適切ではないのではないか**

- ・CEFR対照表で、目的や内容の異なる試験の成績を比較することの根拠に乏しいとの指摘があった。

**⑤受験の早期化につながるのではないか**

- ・成績提供の対象は、高校3年生の4月から12月の間に受験した2回までとしているが、高校3年生の4月から実質的な受験が始まり不相当との指摘があった。

**⑥国の民間事業者への関与の在り方**

- ・国や大学入試センターは、試験団体に対して要請を行うのみで、指示・命令ができなかった。

**⑦英語資格・検定試験の活用に関する情報提供**

- ・新たな大学入試の制度や試験の実施日時・場所等の情報がわからず高校生や教員が困惑しているとの指摘があった。

 文部科学省ホームページに、「大学入試英語成績提供システム」の概要・利用方法、参加民間試験の概要、日程、会場、検定料、障害者への配慮の内容、大学の活用予定等の関連情報を一元的に集約・整理して、受験生や教職員に提供する「大学入試英語ポータルサイト」を設置【8月27日(火)、随時更新】

**⑧大学の英語資格・検定試験の活用予定の公表促進**

- ・大学による試験活用の有無や活用方法が明らかになっていないとの指摘があった。

 各大学における英語資格・検定試験の活用の有無、「大学入試英語成績提供システム」の活用の有無、活用する場合の活用方法について、学部・学科別、入試区分別に調査し、その結果を「大学入試英語ポータルサイト」に掲載【8月27日(火)、随時更新】

▶ 活用予定を公表していない大学に対して、原則として9月中に学部・学科別、入試区分別に公表するよう促す通知を发出【8月27日(火)】

### ①質の高い採点者の確保

- 採点事業者においては、これまでの実績等から、適正な試験によって質の高い採点者を十分に確保できる見込み。
- 実際の採点者は令和2年の秋から冬にかけて学力試験、面接等により選抜の上、必要な研修を行い確保する予定であった。

### ②正確な採点

- 採点者への事前研修の実施、複数の視点で組織的・多層的に採点を行う体制の構築、準備事業における一連のプロセスの検証・改善、品質管理専門チームの設置、ダミー答案を活用したチェックや無作為抽出によるチェックなどにより、採点の質の向上が可能。
- 一方で、記述式問題の性質上、55万人の答案を短期間で採点する中で、採点ミスゼロにすることは極めて困難。

### ③採点結果と自己採点の不一致の解消

- 正答の条件に基づく採点の仕方について説明した資料の周知（令和元年度内）のほか、模擬答案を用いた自己採点動画の提供等について検討してきた。これらによって、採点結果と自己採点の一致率が一定程度上がることが見込まれるものの、大幅に上昇することは困難。

### ④守秘義務の徹底

- 採点事業者に守秘義務を課し、違反した場合の損害賠償等も規定した契約の締結や、採点者等に対し試験実施前に試験問題を類推できる情報を開示しないことなどを定めた機密保持契約の締結などにより、採点業務に関する機密性を保つ体制は確保可能。

### ⑤民間事業者が行う他の教育事業との関係

- 正答の条件に基づく採点の採点事業者に対し、採点業務に伴い知り得た一切の情報の漏洩や目的外使用の禁止を契約に規定。また、採点業務を受託したことを利用した宣伝行為をベネッセグループ全体で自粛いただき、社会的疑念が生じることがない体制が確保されるよう努めてきた。

### ⑥障害等がある受験者に対する配慮

- 通常の解答用紙への記述が困難な受験者に対して、解答用紙の解答欄やレイアウトの変更などを行うほか、それでも困難な受験生に対しては、パソコンやタブレットを用いた入力を可能にするためのソフトウェアの開発を行ってきた。
- 令和2年度の早い時期に公開することで、普通の授業等で活用しながら、円滑な準備が可能になるように進めてきた。

# 「大学入学共通テスト」への記述式問題及び「大学入試英語成績提供システム」の導入に向けた関連経費

	○記述式問題(記述式導入に特化した経費のみを計上)	○大学入試英語成績提供システム
平成27年度	<p>0.1億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テストに係る作問イメージ(モデル問題)の作成</li> <li>・それらの信頼性、妥当性についての実証的な検討</li> </ul>	
平成28年度	<p>0.1億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テストに係る作問イメージ(モデル問題)の作成</li> <li>・それらの信頼性、妥当性について実証的な検討</li> </ul>	
平成29年度	<p>2.5億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記述式の作問・採点を含むテストの信頼性・妥当性についての実証的検証、試験問題の難易度、運営上の問題の検証、試行調査(プレテスト)における採点の実施等</li> </ul>	<p>0.1億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容や方針等を検討する委員会の開催や調査の実施</li> </ul>
平成30年度	<p>8.8億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記述式の作問・採点を含むテストの信頼性・妥当性についての実証的検証、試験問題の難易度、運営上の問題の検証、試行調査(プレテスト)における採点の実施、システムの構築等</li> </ul>	<p>3.2億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通ID発行等のためのシステムの構築</li> <li>・内容や方針等を検討する委員会の開催や調査の実施</li> </ul>
令和元年度	<p>4.1億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記述式問題の導入に対応したシステムの構築や受験上の配慮対応等</li> <li>・採点準備事業の実施</li> </ul>	<p>3.4億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通ID申請・受付のための業務委託</li> <li>・コールセンターの設置</li> </ul>

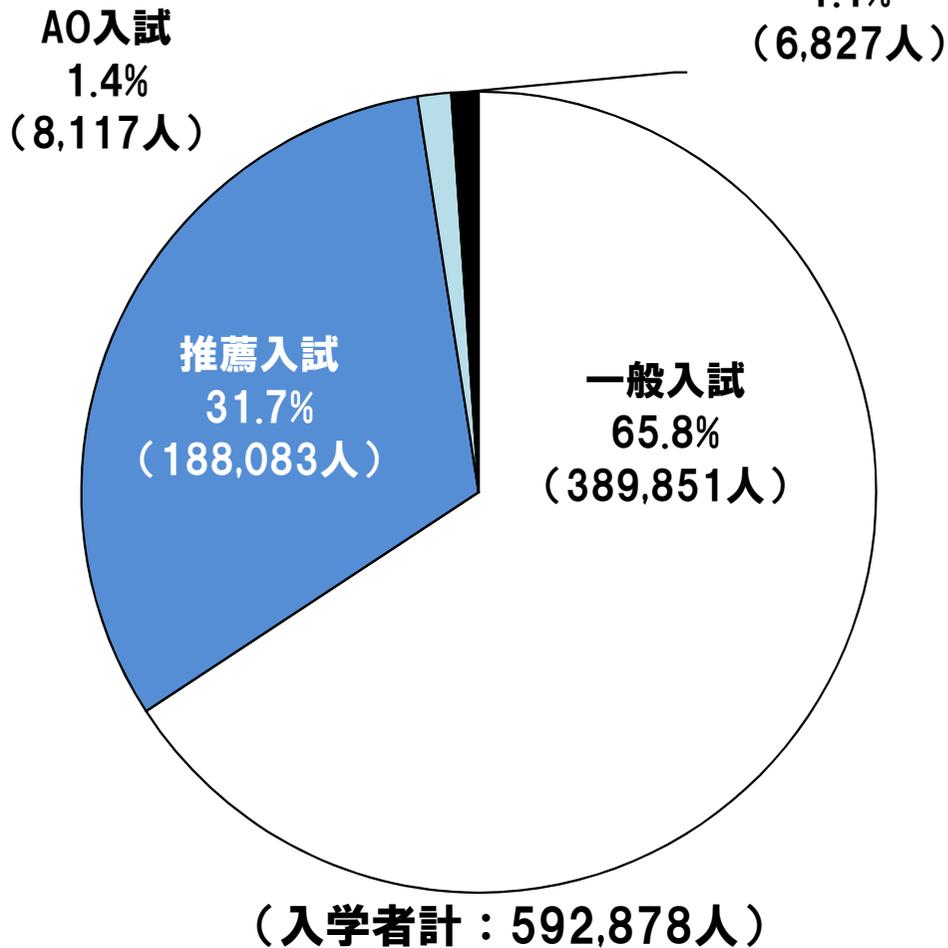
※記述式問題については、各年度の予算積算上、大学入学共通テストへの記述式問題導入に特化した経費(委員会開催のための旅費・謝金等を含む)を計上している。  
 ※OMR(光学式マーク読取装置)の整備については、定期更新によるものであるため計上していない。

## **5. 入学者選抜の実施状況等について**

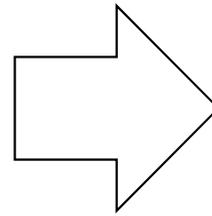
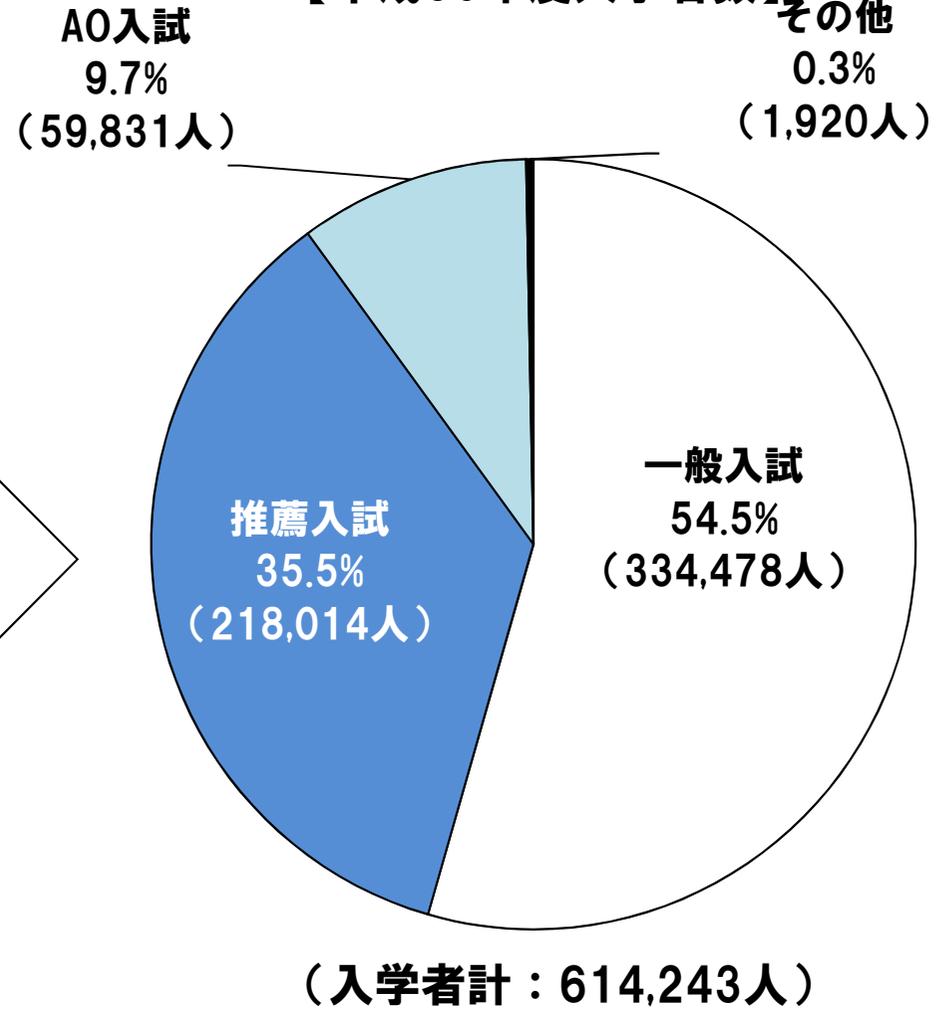
# 平成30年度入学者選抜実施状況の概要（平成12年との比較）

平成12年度に比べて、AO入試、推薦入試による入学者数とその割合が大きく増加しており、入試方法の多様化が進んでいる。

【平成12年度入学者数】



【平成30年度入学者数】

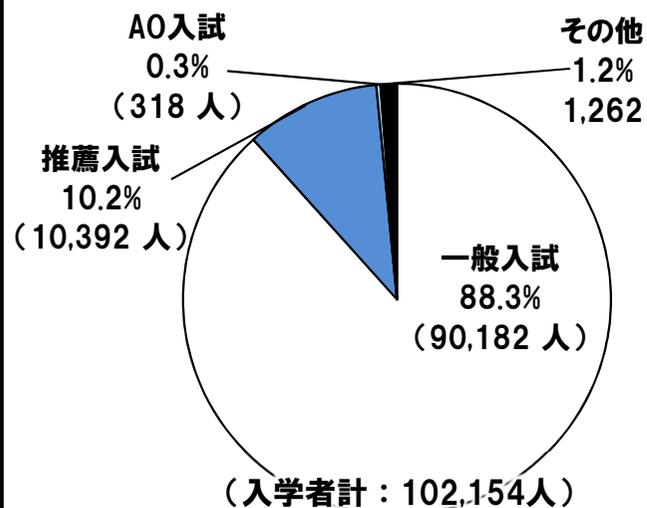


(注)「その他」: 専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、帰国子女・中国引揚者等子女入試など

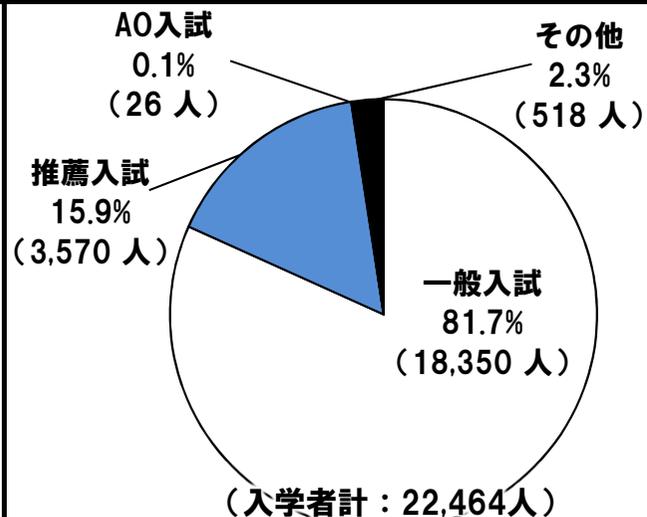
# 平成30年度入学者選抜実施状況の概要（国公立別平成12年との比較）

平成十二年度入学者数

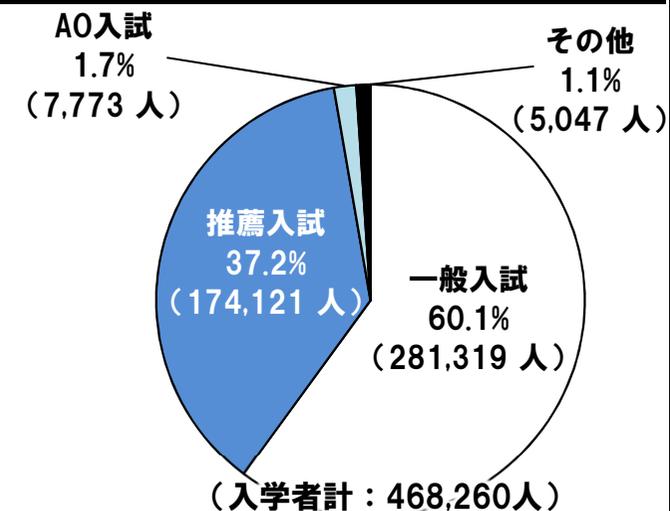
## 【国立大学】



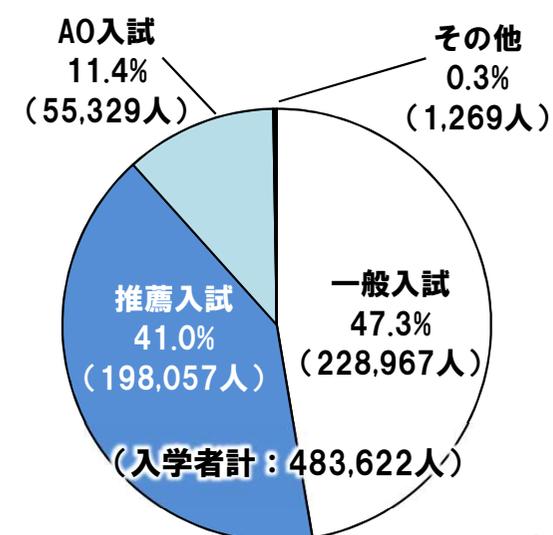
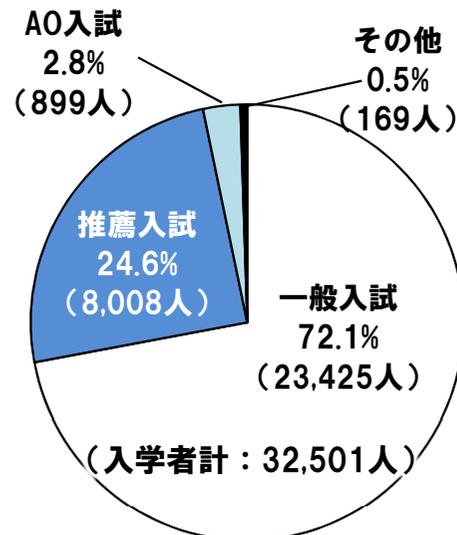
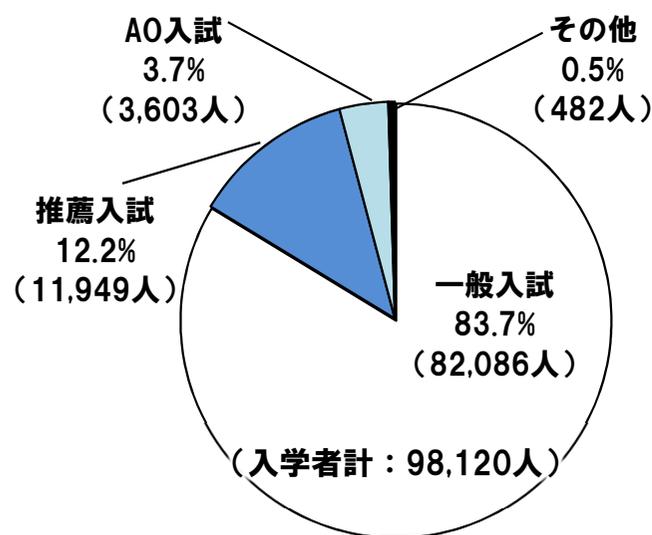
## 【公立大学】



## 【私立大学】



平成三十年度入学者数



(注)「その他」: 専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、帰国子女・中国引揚者等子女入試など

文部科学省大学入試室調べ

# 一般入試において面接、小論文等を課す国公立大学(平成31年度入試)

区分	国立		公立		計	
募集人員	95,319人		31,371人		126,690人	
区分	大学	学部	大学	学部	大学	学部
入学者選抜の 実施大学・学部数	82	401	90	202	172	603
小論文	65	164	66	103	131	267
	79.3%	40.9%	73.3%	51.0%	76.2%	44.3%
総合問題	23	37	16	19	39	56
	28.0%	9.2%	17.8%	9.4%	22.7%	9.3%
面接	69	171	61	89	130	260
	84.1%	42.6%	67.8%	44.1%	75.6%	43.1%
実技検査	49	55	17	21	66	76
	59.8%	13.7%	18.9%	10.4%	38.4%	12.6%
リスニング	10	20	2	3	12	23
	12.2%	5.0%	2.2%	1.5%	7.0%	3.8%

- (注) 1. 平成30年7月末現在。(設置認可申請中等の予定のものを含む。)
2. 学部内の募集単位により選抜方法が異なる場合には、それぞれの箇所に計上している。
3. 下段は、入学者選抜実施大学・学部数に対する割合を示す
4. 募集人員に外国人留学生を対象とする選抜分は含まない。
5. 総合問題：複数教科を総合して学力を判断する総合的な問題
6. 実技検査：主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）において、学力検査のほか、実技に関する検査を課すこと

# 平成31年度大学入学者選抜（一般入試）の実施状況の例

## ○国立大学

	大学種別	合格者／ 募集定員	合格者 －募集定員
①	総合大学(関東)－規模D	102.0%	58
②	総合大学(関西)－規模D	108.0%	230
③	総合大学(中国)－規模D	114.3%	288
④	総合大学(東北)－規模E	120.1%	244
⑤	総合大学(四国)－規模E	107.5%	64
⑥	総合大学(九州)－規模E	111.8%	157
⑦	単科医科大学	100.0%	0
⑧	単科工業大学	112.0%	97
⑨	単科教育大学	107.1%	84
⑩	単科教育大学	116.9%	14

## ○私立大学

	大学種別	合格者／ 募集定員	合格者 －募集定員
①	総合大学(関東)－規模A	257.9%	8,548
②	総合大学(関東)－規模A	409.1%	16,653
③	総合大学(関西)－規模A	254.3%	10,061
④	総合大学(関西)－規模A	228.0%	7,294
⑤	総合大学(関西)－規模A	349.6%	19,553
⑥	総合大学(関東)－規模B	388.0%	12,662
⑦	総合大学(関東)－規模B	421.8%	13,653
⑧	総合大学(関東)－規模C	215.9%	4,355
⑨	総合大学(関東)－規模C	267.2%	5,091
⑩	総合大学(関東)－規模C	360.9%	8,110
⑪	総合大学(関西)－規模C	392.8%	11,104
⑫	総合大学(東北)－規模E	291.2%	2,757
⑬	総合大学(関東)－規模E	285.6%	2,441
⑭	総合大学(四国)－規模E	336.9%	1,997
⑮	単科医科大学	163.6%	77
⑯	単科工業大学	293.4%	2,862

※大学種別のABC等の規模の表記は、各大学の募集定員に基づいて以下のとおり区分けしている

A:5,000人以上、B:4,000人以上5,000人未満、C:3,000人以上4,000人未満、

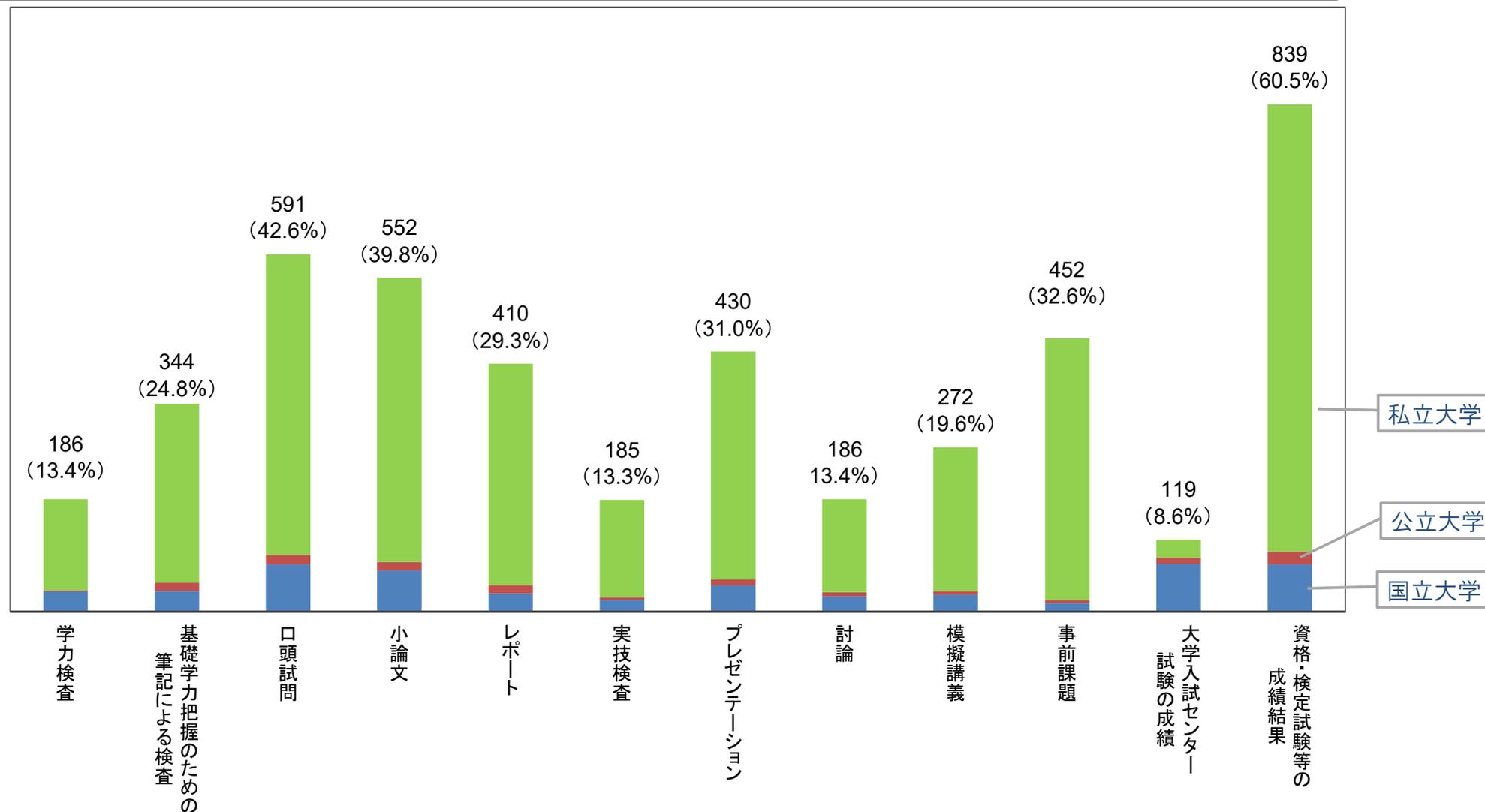
D:2,000人以上3,000人未満、E:2,000人未満

※各大学のホームページで公開されている合格者数及び募集定員に基づいて文部科学省で作成

※同一大学内で同時に複数学部等へ併願する者も含む

# 平成28年度AO入試における学力把握措置状況

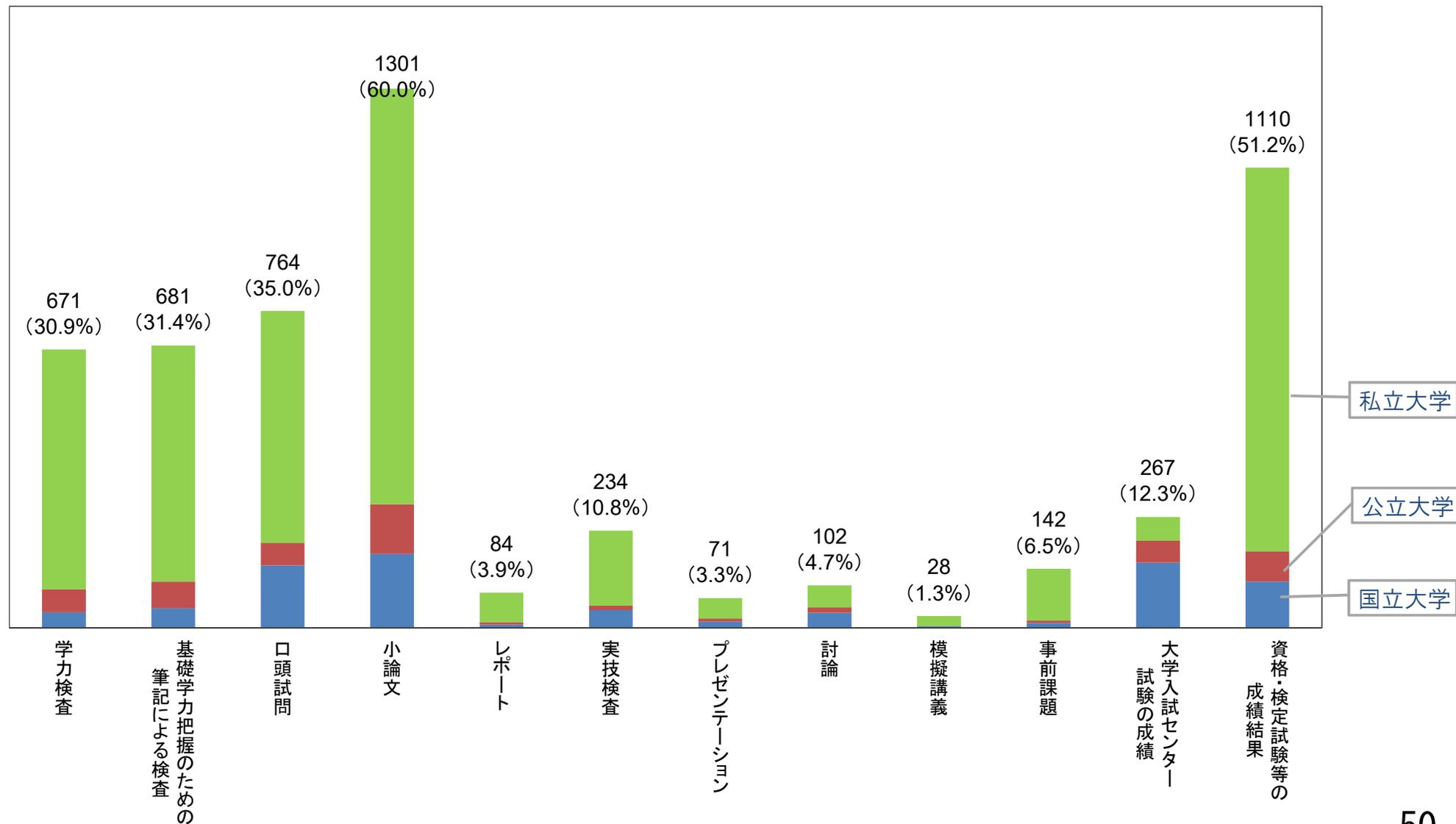
〇AO入試を実施する学部(1,387学部) (注) 1,387学部の内訳: 国立157学部、公立33学部、私立1,197学部



# 平成28年度推薦入試における学力把握措置状況

○推薦入試を実施する学部(2,170学部)

(注) 2,170学部の内訳: 国立289学部、公立170学部、私立1,711学部



# 個別入学者選抜改革の進展①

○教育再生実行会議第四次提言（H25.10）以降、各大学は積極的に入学者選抜改革に取り組んでいる。

## お茶の水女子大学「新フンボルト入試」の導入

平成29年度入試から、**AO入試をより独創的で丁寧な選抜方法にブラッシュアップ**、受験生のポテンシャルを評価。

### 【新フンボルト入試】

**プレゼミナール**（第1次選考）  
大学の授業＝学問の世界を実体験→レポート作成＋提出書類等で総合的に一次選考  
高校2年生もセミナー受講可（高大接続）

### ◎募集人員を拡大

旧IAO定員10名→**20名**に倍増

### ◎実施状況

	出願数	プレゼミ受講者
H29	198 (9.9倍)	358
H30	192 (9.6倍)	382
R1	177 (8.9倍)	364

### ◎合格者に対する手厚い**入学前教育**を実施

11月合格者研修会  
在学生をチューターとして配置

### ◎本学の特色ある教育システムにシームレスに接合

21世紀型文理融合リベラルアーツ  
複数プログラム選択履修制度  
グローバル教育（海外留学推進）

### 第2次選考（2日間）

#### 図書館入試

資料を自由に使ってじっくりレポート作成＋グループ討論・個別面接

#### 実験室入試

①実験・データ分析、②自主研究課題ポスター発表、など

## 東京外国語大学「英語スピーキングテスト」の導入

ブリティッシュ・カウンシルと共同開発した英語スピーキングテスト「**BCT-S**」を前期日程試験で利用

高等学校学習指導要領に準拠した「スピーキング」のみのテスト  
他大学でも広く利用可能な汎用のテストフォーマット  
CEFRスケールにおけるA1～B2程度を判定（採点は最短3日）

平成31年度入試 新設の「国際日本学部」で利用（受験者108名）  
令和3年度入試 全学部で利用予定（受験者約1,800名を想定）

筆記試験（3技能）と組み合わせ、大学で英語4技能を独自に評価

## 京都大学「特色入試」の導入・拡大

平成28年度入試から、学部に応じ、**学力型の総合型選抜又は学校推薦型選抜等**により行う「**特色入試**」を導入。平成30年度入試からは全学部全学科に拡大し、継続的に**募集人員の増加**に努めている。

（平成28年度：108人→令和2年度：158人）

平成28年度に「**高大接続・入試センター**」を設置

## 大阪大学「AO・推薦入試」の導入・拡大

平成29年度入試から、**全学部**において「**AO入試**」又は「**推薦入試**」を導入。平成31年度入試にかけて募集人員（3,255人）の約10%（360人）まで段階的に規模を拡大。

# 個別入学者選抜改革の進展②

## 佐賀大学 ICTを活用した評価手法の導入

### 1 佐賀大学版CBT ペーパーテストでは評価できない学力の評価

#### ● 3タイプのCBT

「佐賀大学版CBT」を平成30年度から、3学部(教育・理工・農)の特別入試において導入。

#### Type1

基礎学力・学習力テスト  
試験時間内に即採点  
再チャレンジ



#### Type2

動画を用いて思考力・  
判断力等を問うテスト

#### Type3

英語4技能テスト  
(スピーキング・リスニング)

### 2 電子書類採点システム Web出願と連動した書類審査の電子化

#### ● 電子書類採点システム(J-Bridge System)



## 国際基督教大学「総合教養」科目の導入

平成27年度入試から一般入試において、「**総合教養(ATLAS)**」科目を導入。

- ・ リベラルアーツの基礎となる人文科学、社会科学、自然科学を統合した学力を判断する総合問題
- ・ 特定のテーマについての15分程度の講義を聴き、その内容及び関連する論述や資料に関する設問に回答
- ・ 広い領域への知的好奇心を持って、さまざまな課題に対応する能力(コンピテンシー)を評価

## 愛媛大学「活動報告書」と「調査書」の活用

### 一般選抜において

**「調査書」単独で、あるいは面接等と合わせて点数化。**

平成33年度入試から**全ての入試区分**において「**調査書等**」を**合格者の判定**に活用。

- ・ 総合型選抜及び学校推薦型選抜において「**活動報告書(四国5国立大学共通様式)**」を課し、「**調査書**」と併せて評価する。
- ・ 「活動報告書」は**四国5国立大学共通出願サイト**から**オンライン入力**。

## 早稲田大学 2021年度入試に向けた入試改革

一般選抜のWeb出願時に「**主体性**」「**多様性**」「**協働性**」に関する経験を記入させる。調査書に記載するのではなく、受験生本人が自身の経験を振り返り文章化(100字~500字)。**出願要件とするが、得点化はしない。**

政治経済学部、国際教養学部、スポーツ科学部の一般選抜において、**従来の3教科型入試を廃止し、大学入学共通テストおよび学部独自試験を課す方式に変更。**国際教養学部については、**英語外部検定試験の成績を得点化し、加点。**

商学部の一般選抜において、英語外部検定試験を利用できる方式を新規導入。文化構想学部・文学部も同方式を継続。これにより**一般選抜で英語外部検定試験を利用できる学部は13学部中4学部に拡大。**

# 個別入学者選抜改革の進展③

## 追手門学院大学「アサーティブ入試」の展開

平成26年度から、高校生の学ぶ意欲と姿勢、基礎学力を育てて大学受験ができるようにすることを目的として、受験前から「学ぶことについて考える」「アイデンティティの形成」「基礎学力向上」の機会となるアサーティブプログラムとその成果を発揮できるアサーティブ入試を導入した。導入後の分析結果を踏まえて、全学でカリキュラムマップの作成、検定テストと学生ポートフォリオ（オйнаビ）の導入、行動して学び、学びながら行動するWILプログラムの導入など教育改革につなげている。

### アサーティブプログラム

- ガイダンス
- 個別面談
- インターネットを利用した学習プログラム
- 振り返りを促すアサーティブノート

### アサーティブ入試

- 一次試験：グループディスカッション  
基礎学力適性検査
- 二次試験：面接

入学前学習

平成31年度入試では、アサーティブプログラムを受講し入学した者が**全学の17.7%**だが、**3年後は3割**を目指す。

## 上智大学

### 「TEAP等英語4技能検定試験」利用入試の展開

平成27年度から、上智大学と日本英語検定協会が共同開発した「TEAP」を利用する入試を新設。⇒出願基準として、TEAPスコアを利用。一般入試（TEAP利用型）では、大学が実施する個別試験において英語科目は課さない。

令和3年度から、**一般選抜全方式にて、4技能検定試験結果を活用。**

- ①TEAPスコア利用型では、これまでのTEAPスコア活用法であった出願基準利用から**得点換算利用**に変更。
- ②学部学科試験・共通テスト併用型では、検定試験結果を任意で利用可能とし、CEFRレベルに応じて共通テストの英語の得点に**上限付きで加点**する。
- ③共通テスト利用型では、検定試験結果の提出は基本的に不要だが、CEFR B2以上の試験結果を提出した場合、共通テストの英語において、**みなし得点**として利用可能。

## 立命館アジア太平洋大学『自分の頭で考える』力を測る『世界を変える人材育成入試』

①高校での学び：「**ロジカル・フラワー・チャート**」を活用し自分なりの「問い」を立て自分なりの「方法」で自分なりの「答え（最適解）」を見つける「探究」型資質・能力を育成

《接続》

②大学入試：

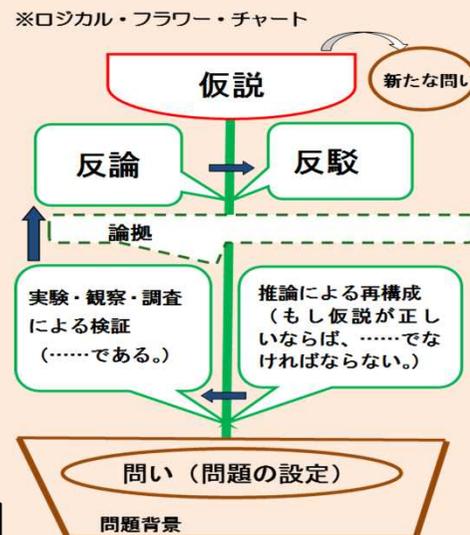
出願書類

「**ロジカル・フラワー・チャート**」を活用した入試で「探究」型の資質・能力等を判定

面接：多文化環境で学び成長できる可能性を判定

《接続》

③大学での学び：大学（初年次）教育へ



# 個別入学者選抜改革の進展④

## 首都大学東京「学力の3要素評価のための「調査書等」を活用した評価手法」の開発

入学後に活躍する人材の活動履歴の特徴を明らかにし、それを入試で評価できる仕組みを作る。

令和3年度入試から**全ての入試区分**において「調査書等」を合格者の判定に活用。

JAPAN e-Portfolio<sup>(※)</sup>を用いたデータ収集とその分析を通じ、  
・志願者、合格者、入学者それぞれの高等学校等段階での活動履歴の特徴を分析。  
・「調査書等」における評価項目の選定並びに評価方法を開発中。

質の高い入学者選抜実施のためにデータを活用し検証を繰り返す。

入学者の高等学校等在籍時のデータ（ポートフォリオ等）

+

入学後のデータ

+

卒業後のデータ

追跡

データを基にしたPDCAサイクルを回し続ける。

※ 「文部科学省大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野）」において、同事業で開発する「Japan e-Portfolio」（高校eポートフォリオと連動した大学出願ポータルサイト）を使った実証事業を平成30年度に実施

## 立正大学 高大接続Advance入試導入・主体性等分野実証事業<sup>(※)</sup>への参画

平成31年度入試から「学力の3要素」をより多面的に評価することを主たる目的とした高大接続Advance入試として、**AO入学試験ゼミナール型入試**を新設。

問題解決能力・コミュニケーション能力の見極めに、より時間をかけた選抜方法を加え、募集人員を拡大。

【第1次選考】  
・講義の受講  
・受講後、当日課題の作成・提出  
・書類審査（志望理由・調査書等）

【第1次選考合格者】  
・与えられた課題について2次選考までに調べ学習を行い、第2次選考の際に持参する。

【第2次選考】  
・ゼミナール形式にて、課題についてのプレゼンテーション、およびグループディスカッションを実施。

## 筑波大学「総合選抜」の導入

令和3年度入試から**一般選抜前期日程**に「総合選抜」を導入。全入学定員の約25%を募集。※体育専門学群を除く

- ・学群・学類の枠に依らない「**文系**」「**理系Ⅰ**」「**理系Ⅱ**」「**理系Ⅲ**」の区分により選抜。
- ・1年間の主体的かつ幅広い分野の学修を経て、本人の志望と、入学後の成績や適性に基づき、2年次から所属する学群・学類を決定。
- ・入学後に**学問分野を俯瞰**しながら専門を定め、**自らのキャリアを主体的に切り拓きたい人**のための入試。
- ・前期日程(総合選抜)では「**調査書**」を**点数化**して主体性等を評価。

## **6. 障害等のある入学志願者への配慮の状況について**

# 障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名(賛同)
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」の取りまとめ
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)の公布
- 9月 「第3次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
- 10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
- 11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行 (※施行後3年を目途に見直し)の検討開始)
- 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」の取りまとめ
- 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定

# 「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する基本的な考え方

不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行われるべきもの。学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。

## 不当な差別的取扱い

「正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、**障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと。**」

- **正当な理由か否かは、個別の事案ごとに、障害学生及び第三者の権利利益の観点から判断。**  
(観点例) 安全の確保 / 財産の保全 / 事業の目的・内容・機能の維持 / 損害発生防止 等  
→ 事故の危惧がある、危険が想定されるなどの**一般的・抽象的な理由に基づいての対応は不相当。**
- **あらゆる場面で発生しうる**という認識が不可欠。  
(場面例) 入学前の相談・入試 / 授業(講義・実習・演習・実技・実験) / 研究室の選択  
/ 試験・評価・単位認定 / 留学・インターンシップ・課外活動への参加 等
- 関連して**障害を理由としたハラスメントが発生**することがある。  
→ **防止するための取組の徹底も重要。**

## 合理的配慮

「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が**必要かつ適当な変更・調整を行なうこと**であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**」かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**」(第一次まとめ)

- 障害者差別解消法は、**障害者が受ける制限は、社会における様々な障壁(「社会的障壁」)と相対することによって生ずるという「社会モデル」**の考え方を取り入れている。  
→ **この社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われる。**

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）①

## 障害者基本法 第4条

### 基本原則 差別の禁止

#### 第1項：障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

#### 第2項：社会的障壁の除去を怠る ことによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

#### 第3項：国による啓発・知識の 普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

## I. 差別を解消するための措置

### 具体化

#### 差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）  
民間事業者（私立学校など）

法的義務

#### 合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）  
民間事業者（学校法人など）

法的義務

努力義務

#### 具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定〔H27.2〕）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

## II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)②

- 障害者基本法(第4条)の差別の禁止の基本原則を具体化した法律
- 障害者に対する『不当な差別的取り扱い』や『合理的配慮の不提供』を差別と規定し、国・地方公共団体等(国公立大学)や事業者(私立大学)に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めている。**
- 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針』の策定について規定
- 職員が適切に対応するために必要な『職員対応要領』、事業者の適切な対応・判断に資するための『事業者対応指針』の策定について規定(事業者は対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応が期待)
- 主務大臣は、事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告をすることができる。

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)(※2)	所掌する分野について 策定義務(第11条1項)(※3)
地方公共団体 (公立大学)	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※1)
国立大学	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※1)
事業者 (私立大学)	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針(※3)の対象

※1 各機関が**対応指針を策定する際**、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、**文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。**

※2 平成27年12月25日 文部科学省訓令第31号 『文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』

※3 平成27年11月9日 文部科学省告示第180号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』

→ 平成27年12月 9日 27文科高第849号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について』(高等教育局長通知)

障害者差別解消法により、国公立大学 ⇒ 障害者に対する合理的配慮の提供は法的義務  
私立大学 ⇒ 努力義務

# 合理的配慮

出典：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

## 基本的な考え方

- 事務・事業を行うに当たり、**個々の場面**において、
- 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明**があった場合において、
- その実施に伴う**負担が過重でない**ときは、
- 障害者の権利利益を侵害することとならないよう、**社会的障壁の除去の実施**について、必要かつ合理的な配慮を行うこと

## ※多様かつ個別性が高い

障害の特性や具体的場面・状況に応じて異なる = 個々の障害者に対し、その状況に応じて**個別に実施**される

## ※代替措置の選択も検討

**双方の建設的対話による相互理解**を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応

## ※過重な負担

・個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断

- ①事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)、②実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③費用・負担の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況

・過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

# 大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数(区分別)①

(単位：人)

区 分	平成31年度試験決定者数 (志願者数に占める割合)	平成30年度試験決定者数 (志願者数に占める割合)
視覚障害	107	103
	(0.02%)	(0.02%)
聴覚障害	448	477
	(0.08%)	(0.08%)
肢体不自由	284	283
	(0.05%)	(0.05%)
病弱	520	142
	(0.09%)	(0.02%)
発達障害	335	310
	(0.06%)	(0.05%)
その他	1,236	1,558
	(0.21%)	(0.27%)
合 計	2,930	2,873
	(0.51%)	(0.49%)

※平成31年度志願者数：576,830人、平成30年度志願者数：582,671人

【備考】

- 複数の区分に該当する者は、主たる区分に計上。
- 平成30年度試験まで「消化器疾患」は「その他」区分に計上していたが、平成31年度試験から「病弱」区分に含めることとし、『受験上の配慮案内』において、例示として明記している。  
なお、平成30年度試験の決定者数「その他」区分1,558人のうち、「消化器疾患」は388人、平成31年度試験の「病弱」区分520人のうち、「消化器疾患」は394人であった。

# 大学入試センター試験 受験上の配慮決定者数(配慮事項別)②

(単位：人)

区分	配慮内容	平成31年度試験 決定者数	平成30年度試験 決定者数	
視覚障害	点字解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	9	12
		リスニング音止め方式	1	0
	文字解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	34	42
		リスニング音止め方式	12	6
	文字解答（別室）	10	8	
	拡大文字問題冊子の配付	14ポイント	46	45
		22ポイント	15	17
その他（拡大鏡等の持参使用，座席指定等）		137	83	
聴覚障害	リスニングの免除	216	223	
聴覚障害	CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式等	167	195	
	手話通訳士等の配置及び注意事項等の文書による伝達	62	61	
	注意事項等の文書による伝達	177	174	
	その他（補聴器又は人工内耳の装用，座席指定等）	640	654	
肢体不自由	チェック解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	32	28
		リスニング音止め方式	3	8
	チェック解答（別室）	24	19	
	代筆解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	2	2
		リスニング音止め方式	5	2
	代筆解答（別室）	1	2	
	別室の設定	35	36	
座席の指定	115	113		
その他（車イスの持参，試験場への乗用車での入構，杖の持参使用，付添者の同伴等）	910	900		
病弱	別室の設定	147	78	
	座席の指定	332	52	
	その他（車イスの持参，試験場への乗用車での入構，杖の持参使用，付添者の同伴等）	444	179	

(単位：人)

区分	配慮内容	平成31年度試験 決定者数	平成30年度試験 決定者数	
発達障害	マークシート解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	27	48
		リスニング音止め方式	4	11
	チェック解答及び時間延長（別室）	リスニング連続方式	6	4
		リスニング音止め方式	6	1
	チェック解答（別室）	47	32	
	拡大文字問題冊子の配付	14ポイント	37	24
		22ポイント	3	5
別室の設定	184	162		
その他（注意事項等の文書による伝達等）	227	112		
その他	別室の設定	857	924	
	座席の指定	248	519	
	その他（車イスの持参，試験場への乗用車での入構，杖の持参使用，付添者の同伴等）	361	671	
合 計		5,583	5,452	

※合計人数は、延べ人数

# 障害のある者に対する特別措置の内容（平成30年度個別入学者選抜）

○特別措置を実施した学校数は459校。

○実施校数が多いのは「別室を設定」が最も多く(246校)、次いで「補聴器の持参使用」(198校)、「文書による伝達」(180校)、「試験時間の延長」(172校)と「トイレに近接する試験室に指定」(172校)。

○障害種別では「視覚・言語障害」についての実施が最も多い(265校)。

措置事項	特別措置を実施した学校数	別室を設定	補聴器の持参使用	文書による伝達	試験時間の延長	トイレに近接する試験室に指定	車椅子等の持参使用	試験場への車での入構許可	拡大文字問題の準備	介助者の付与	試験室を一階に設定	拡大解答用紙の準備	特製機の使用	拡大鏡等の持参使用	松葉杖の持参使用	チェック解答	手話通訳者の付与	パソコン等の持参使用	窓側の明るい席の指定	点字問題を点字で解答	照明器具の準備	マークシートに替えて文字で回答	音声で出題し音声で解答	その他
	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)	(校)
実施校数	459	246	198	180	172	172	167	166	88	84	80	74	74	68	66	44	32	24	18	17	14	12	0	317
視覚障害	108	59	0	4	67	3	1	8	69	10	2	44	13	56	1	17	0	7	8	17	10	9	0	47
聴覚・言語障害	265	41	198	157	14	5	3	14	0	6	4	0	0	1	0	0	32	3	2	0	0	0	0	179
肢体不自由	217	91	1	1	67	90	144	110	14	58	62	21	59	1	60	23	0	11	1	0	5	1	0	114
病弱・虚弱	160	88	2	1	22	61	20	43	3	8	20	4	9	3	6	5	0	2	2	0	0	0	0	114
重複	35	17	2	4	14	12	17	21	4	13	7	4	9	5	3	4	2	5	1	1	0	1	0	25
発達障害 (診断書有)	149	111	0	54	65	15	1	11	13	5	3	12	0	4	1	14	0	0	4	0	0	2	0	70
精神障害	146	87	1	8	10	52	2	12	0	3	7	2	1	1	0	2	0	2	1	0	0	0	0	94
その他の 障害	143	55	0	1	6	69	5	22	2	3	5	3	3	2	1	2	0	2	0	0	1	0	0	110

※ 特別措置した校数は、大学(大学院、大学院大学及び専攻科を含む)、短期大学(大学内に短期大学部を有している場合を含む。専攻科含む)、高等専門学校(専攻科を含む)

(平成30年度(2018年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書(日本学生支援機構)より作成)

## **7. 子供の貧困対策について**

# 子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

## 子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
  - ① 現大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び② 議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

## 目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す  
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

## 基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ▶ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ▶ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ▶ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

## 指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

## 指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

### 1. 教育の支援

- **学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備

少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等

- **真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施**

### 2. 生活の安定に資するための支援

- **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**

子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等

- **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

### 3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

### 4. 経済的支援

- **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）

- **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

## 施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**

- **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

# 子供の貧困対策に関する大綱（概要）

## I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

## II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実  
など

## III 子供の貧困に関する指標

- **生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率**
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率

など、39の指標

## IV 指標の改善に向けた重点施策

### 教育の支援

- 幼児教育保の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
  - ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
  - ・ 高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- **大学等進学に対する教育機会の提供**
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

### 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
  - ・ 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

### 生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
  - ・ 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
  - ・ 保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
  - ・ 家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

### 経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

## 施策の推進体制等

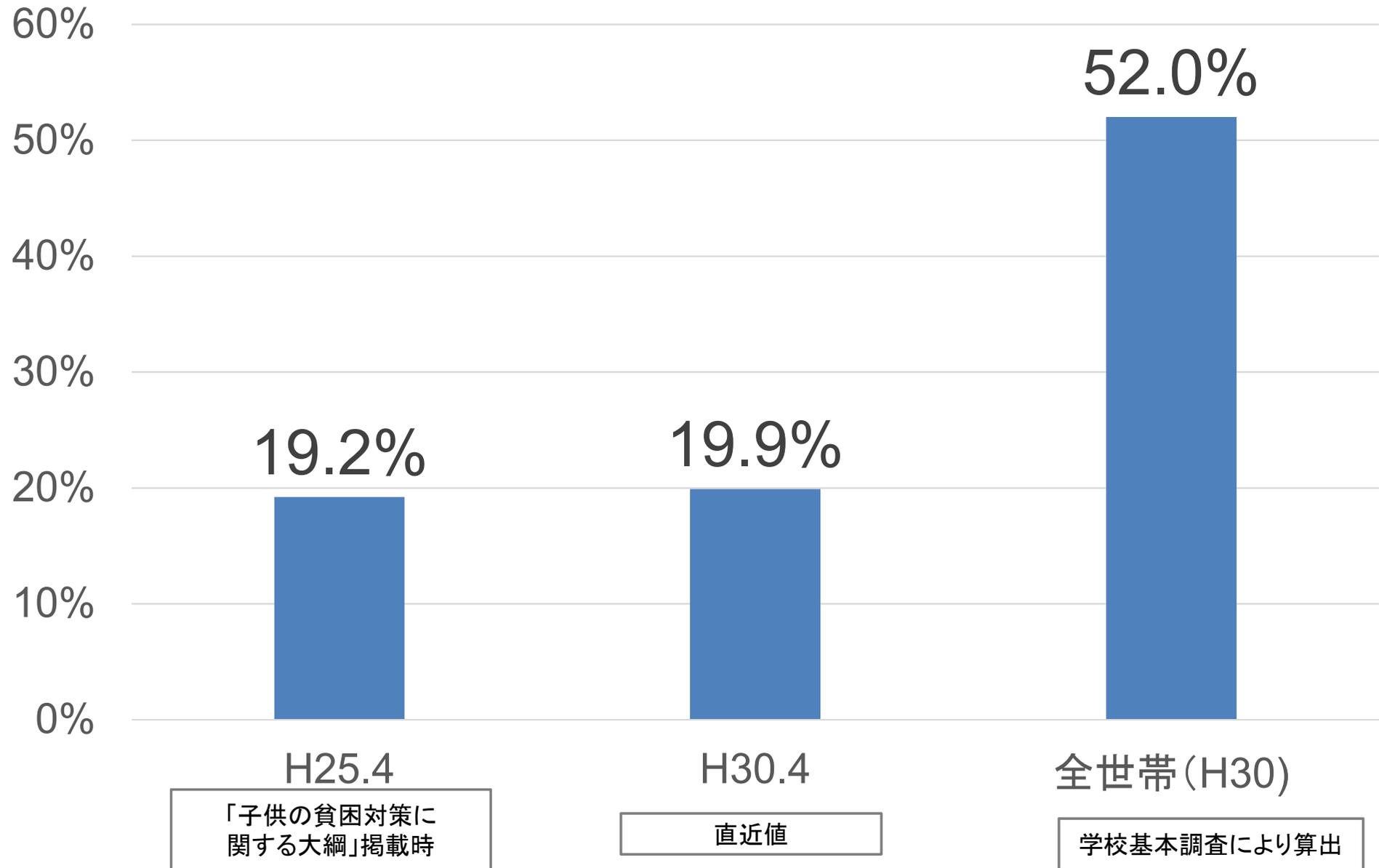
### <子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

### <施策の推進体制等>

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

# 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率



※内閣府HP掲載資料より文部科学省にて作成  
※「H25.4.」及び「H30.4.1」は厚生労働省社会・援護局保健課調べ  
※「全世帯(H30)」は文部科学省「学校基本調査」(平成30年度)を基に算出(H30.5.1現在)